【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第22期中(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
【会社名】	日本郵政株式会社
【英訳名】	JAPAN POST HOLDINGS Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役社長　　根　岸　一　行
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目３番１号
【電話番号】	03-3477-0111(日本郵政グループ代表番号)
【事務連絡者氏名】	専務執行役　　目　黒　健　司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目３番１号
【電話番号】	03-3477-0206
【事務連絡者氏名】	経営企画部ＩＲ室長　　平　賀　義　啓
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第21期中	第22期中	第21期
会計期間		(自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	(自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)	(自 2025年４月１日 至 2026年３月31日)
経常収益	(百万円)	5,682,434	5,903,572	11,440,586
経常利益	(百万円)	521,642	652,149	1,074,966
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益	(百万円)	142,564	232,215	374,556
中間包括利益又は包括利益	(百万円)	1,079,104	793,518	1,792,240
純資産額	(百万円)	15,984,716	16,910,381	16,481,925
総資産額	(百万円)	296,289,342	279,980,152	289,864,524
１株当たり中間(当期)純利益	(円)	48.03	84.22	129.14
潜在株式調整後１株当たり 中間(当期)純利益	(円)	―	―	―
自己資本比率	(%)	3.2	3.5	3.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△1,970,578	△11,515,664	△10,338,345
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	783,546	1,022,752	669,224
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△408,558	△177,500	△622,930
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(百万円)	65,604,311	46,240,563	56,910,206

(注) １．当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．株式給付信託を設定しており、当該信託が保有する当社株式を中間連結財務諸表及び連結財務諸表において自己株式として計上しております。これに伴い、株式給付信託が保有する当社株式は、１株当たり中間(当期)純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。
３．潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(参考)主たる子会社の経営指標等

参考として、主たる子会社の「主要な経営指標等の推移」を記載します。

① 日本郵便株式会社(連結)

回次		第19期中	第20期中	第19期
会計期間		(自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	(自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)	(自 2025年４月１日 至 2026年３月31日)
営業収益	(百万円)	1,775,402	1,839,473	3,651,132
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△8,598	△38,801	18,406
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する中間純損失(△)	(百万円)	△9,256	△29,983	17,271
中間包括利益又は包括利益	(百万円)	△15,592	△47,253	224,844
純資産額	(百万円)	1,325,748	1,500,938	1,565,829
総資産額	(百万円)	5,530,396	5,574,323	5,552,041

(注) 日本郵便株式会社は非上場のため、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査もしくは中間監査を受けておりません。

② 株式会社ゆうちょ銀行(連結)

回次		第20期中	第21期中	第20期
会計期間		(自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	(自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)	(自 2025年４月１日 至 2026年３月31日)
経常収益	(百万円)	1,398,187	1,716,647	2,852,206
経常利益	(百万円)	354,088	551,051	759,150
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益	(百万円)	240,396	381,567	525,583
中間包括利益又は包括利益	(百万円)	480,471	362,427	464,011
純資産額	(百万円)	9,312,245	9,352,090	9,260,090
総資産額	(百万円)	232,938,414	217,116,055	226,571,574

③ 株式会社かんぽ生命保険(連結)

回次		第20期中	第21期中	第20期
会計期間		(自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	(自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)	(自 2025年４月１日 至 2026年３月31日)
経常収益	(百万円)	2,879,798	2,661,656	5,625,758
経常利益	(百万円)	183,865	112,200	271,946
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益	(百万円)	93,862	87,035	168,798
中間包括利益又は包括利益	(百万円)	613,478	415,069	1,035,170
純資産額	(百万円)	3,799,988	4,546,323	4,153,628
総資産額	(百万円)	58,988,356	58,449,103	58,442,160

２ 【事業の内容】

日本郵政グループ(以下「当社グループ」といいます。)は、当社、日本郵便株式会社(以下「日本郵便」といいます。)、株式会社ゆうちょ銀行(以下「ゆうちょ銀行」といいます。)及び株式会社かんぽ生命保険(以下「かんぽ生命保険」といい、日本郵便及びゆうちょ銀行と併せて「事業子会社」と総称します。)を中心に構成され、「郵便・物流事業」、「郵便局窓口事業」、「国際物流事業」、「不動産事業」、「銀行業」、「生命保険業」等の事業を営んでおります。当該６事業の区分は「第４　経理の状況　１　中間連結財務諸表　注記事項(セグメント情報等)」に掲げるセグメントの区分と同一であり、報告セグメントに含まれていない事業を「その他」に区分しております。

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

（郵便・物流事業）

2026年４月１日付で、JPライネックス南海パーセル株式会社は、売上高、営業利益、当期純利益及び総資産の推移等を踏まえ、重要性が増したことから、持分法適用の非連結子会社から連結子会社に変更しております。

2026年７月１日付で、日本郵便の連結子会社であるトナミホールディングス株式会社は、トナミホールディングス株式会社を存続会社、同じく日本郵便の連結子会社であるＪＰトナミグループ株式会社を消滅会社とする吸収合併を行うとともに、存続会社の商号をＪＰトナミグループ株式会社に変更しました。

（銀行業）

2026年４月１日付で、ゆうちょ銀行の連結子会社であるＪＰ投信株式会社は、ＪＰ投信株式会社を存続会社、同じくゆうちょ銀行の連結子会社であるＪＰインベストメント株式会社を消滅会社とする吸収合併を行うとともに、存続会社の商号をゆうちょアセットマネジメント株式会社に変更しました。

（不動産事業）

2026年10月１日付で、アセットマネジメント事業を事業内容とする日本郵政不動産投資顧問株式会社（議決権の所有割合は日本郵政不動産株式会社100%）を設立しております。

当中間連結会計期間において、「郵政民営化法等の一部を改正する法律」が2026年６月25日に公布されたことにより、「事業に係る主な法律関連事項」の記載に一部変更が生じております。変更箇所は下線で示しており、変更箇所の前後について記載を一部省略しています。以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部　企業情報　第１　企業の概況　３　事業の内容」の項目番号に対応したものです。

(3) 事業に係る主な法律関連事項

当社グループが行う事業に係る主な法律関連事項は、次のとおりであります。

なお、2026年６月25日公布の郵政民営化法等の一部を改正する法律は、政令の定めにより施行期日が2026年12月１日（同法附則第１条第２号に掲げる規定の施行期日は2026年11月１日）とされております。ただし、法第１条（郵政民営化法第63条第１項の改正規定に限る。）、第２条（日本郵政株式会社法第11条の次に１条を加える改正規定、同法第13条の改正規定、同法第14条第１項の改正規定及び同法附則第３条の次に２条を加える改正規定（同法附則第３条の２に係る部分に限る。）に限る。）及び第４条の規定並びに附則第５条第３項から第10項までの規定は、2027年４月１日に施行するものとされております。（法附則第１条）

また、同法の附則において、政府は、法律の公布後２年を目途として、ユニバーサルサービスの確保を図る観点から、当社と日本郵便の合併について積極的に検討するとともに、当社、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の組織の在り方並びに郵便局ネットワークの維持に要する費用に係るこれらの株式会社間の負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされております。

さらに、同じく公布後２年を目途として、郵便事業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、郵便事業の安定的かつ持続的な運営を確保するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされております。

①　日本郵政株式会社法

(e) ユニバーサルサービスの提供及び基盤的サービス業務の提供

当社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有することとされております。(法第５条)

また、地域住民が必要な基盤的サービスを受けることができる環境の維持に資するため、地域における需要に応じ、郵便の業務等に係る経営資源が活用されるようにする責務を有することとされております。(法第５条第３項)

(f) 地域貢献資金・地域貢献基金

当社は、日本郵便に対し、日本郵便が地域貢献業務を実施する場合において、その実施に要する費用の一部に充てるものとして、地域貢献資金を交付することとされております。（法第６条の２）

また、地域貢献資金の交付の財源として地域貢献基金を設け、次の規定により積み立てる金額をもってこれに充てるものとされております。（法第12条の２）

ｉ 剰余金のうち総務省令で定めるものの一部（法第12条の２第２項）

ⅱ 郵便貯金銀行の株式の処分で得た利益金の全部または一部（法附則第３条の３）

ⅲ 郵便保険会社の株式の処分で得た利益金の全部または一部（法附則第３条の３）

なお、当社は、日本郵便の業務又は財産の状況に照らして、ユニバーサルサービスの提供に係る責務の履行の確保が困難であると認めるときは、地域貢献基金の一部を取り崩し、日本郵便に対し、当該取り崩した額に相当する金額を当該責務の履行に要する費用に充てるための資金として交付することができることとされております。（法第12条の３）

(g) 配当の特例

当社は、政府の所有する当社株式に対する剰余金の配当については、政府以外の者の所有する株式１株に対して配当する剰余金の額に１を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式１株に対して配当しなければならないこととされております。（法第11条の２）

なお、政府へ配当しなかった金額は独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構へ拠出され、郵便局ネットワーク支援業務に要する費用に充てるため、郵便窓口等関連交付金として日本郵便に交付することとされております。（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第18条の６、第18条の７）

(h) 株式の保有

当社は、常時、日本郵便の発行済株式の総数を保有していなければならないこととされております。(法第６条)

(i) 株式の処分

政府は、保有義務のある３分の１超の株式を除き、その保有する当社の株式について、できる限り早期に処

分するものとされております。(法附則第３条)
なお、政府は、当社の株式の売却収入を東日本大震災に係る復興債の償還費用の財源を確保するため、当社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、当社の株式をできる限り早期に処分するものとされております。(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法附則第14条)

(j) 日本郵便株式会社、関連銀行及び関連保険会社との協議
当社は、ユニバーサルサービス提供の責務を果たすため、日本郵便、関連銀行、及び関連保険会社に対し、必要な協議を求めることができることとされており、協議の実施状況等を総務大臣に報告しなければならないこととされております。また、総務大臣は、当社、日本郵便、関連銀行または関連保険会社に対し、協議に関し、必要な助言をすることができることとされております。（法第16条の２）
※ 金融２社は、現在、日本郵便が金融のユニバーサルサービス提供に係る責務を果たすために営む銀行代理業又は保険募集等に係る業務委託契約を日本郵便との間でそれぞれ締結しております。これらの契約を締結している銀行又は生命保険会社を、それぞれ関連銀行、関連保険会社といいます。

② 日本郵便株式会社法
(b) 会社の目的
日本郵便は、郵便の業務、銀行窓口業務、保険窓口業務及び基盤的サービス提供業務（※）並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とされております。(法第１条)
※「基盤的サービス提供業務」とは、公共サービス基本法（平成21年法律第40号）第２条に規定する公共サービスその他の地域住民が日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービス（以下、「基盤的サービス」といいます。）の提供であって、日本郵便が国若しくは地方公共団体又は基盤的サービスを提供する事業者の委託を受けて、郵便の業務等に係る経営資源を活用して行うものに係る業務をいいます。

(c) 業務の範囲
イ．日本郵便は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとされております。(法第４条)
ⅰ　郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務
ⅱ　銀行窓口業務
ⅲ　ⅱに掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、銀行窓口業務契約の締結及び当該銀行窓口業務契約に基づいて行う関連銀行に対する権利の行使
ⅳ　保険窓口業務
ⅴ　ⅳに掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、保険窓口業務契約の締結及び当該保険窓口業務契約に基づいて行う関連保険会社に対する権利の行使
ⅵ　国の委託を受けて行う印紙の売りさばき
ⅶ　ⅰからⅵに掲げる業務に附帯する業務
ⅷ　ⅰからⅶに掲げる業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で行う次に掲げる業務
(ⅰ) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第３条第５項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第１項第１号に規定する郵便局取扱事務に係る業務
(ⅱ) 基盤的サービス提供業務（(ⅰ)に掲げるものを除く。）
(ⅲ) (ⅰ)及び(ⅱ)に掲げる業務に附帯する業務
ロ．日本郵便は、イ．に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができるものとされております。
ⅰ　お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和24年法律第224号)第１条第１項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第５条第１項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行
ⅱ　郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務
ⅲ　ⅰ及びⅱに掲げる業務に附帯する業務
ハ．日本郵便は、イ．及びロ．に規定する業務のほか、イ．及びロ．に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、イ．及びロ．に規定する業務以外の業務を営むことができるものとされております。
ニ．日本郵便は、イ．ⅷ(ⅱ)及びロ．ⅱに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びにハ．に規定する業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならないものとされております。
ホ．日本郵便は、イ．に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、ロ．ⅱに掲げる業務及びこれに附帯する業務のうち次のいずれにも該当すると認められるもの（以下、「地域貢献業務」といいます。）をできる限り実施するよう努めるものとされております。
ⅰ 地域住民の生活の維持のために必要であること。
ⅱ 会社以外の者による実施が困難であること。
ヘ．日本郵便は、地域貢献業務を実施しようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣及び当

社に通知しなければならないものとされております。

(d) 業務の制限

次に掲げる事項について、総務大臣の認可が必要とされております。

イ．銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結しようとするとき、及びこれを変更しようとするとき（総務省令で定める軽微な変更を除く。）（法第７条）

ロ．新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集、又は株式交換若しくは株式交付に際して行う株式若しくは新株予約権の交付(法第９条)

ハ．毎事業年度の事業計画(法第10条)

ニ．総務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするとき(法第11条)

ホ．定款の変更、合併、会社分割及び解散の決議(法第12条)

(e) ユニバーサルサービス及び基盤的サービスの提供

日本郵便は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有することとされております。(法第５条第１項)

また、日本郵便は、その業務の運営に当たっては、地域住民が必要な基盤的サービスを受けることができる環境の維持に資するため、地域における需要に応じ、郵便の業務等に係る経営資源が活用されるようにする責務を有することとされております。(法第５条第２項)

(f) 経営の適正かつ効率的な実施に係る事業計画の特則

日本郵便は、当分の間、次に掲げる事項を同社の事業計画に記載しなければならないこととされております。

イ.経営の適正かつ効率的な実施に係る方針（法附則第３条第１項）

ロ.人工知能関連技術その他のデジタル技術の活用を通じた業務の効率化に関する事項(法附則第３条第２項第１号)

ハ.郵便の業務等に係る経営資源の活用に関する事項(法附則第３条第２項第２号)

③ 郵政民営化法

(a) 趣旨

郵政民営化の基本理念、基本方針等を定めるとともに、公社の解散に伴い、公社の機能を引き継がせる新たな株式会社(以下、本③において「新会社」といいます。)の設立、新会社の株式、新会社に関して講ずる措置、公社の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要となる事項が定められております。

2012年５月８日公布の郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、郵政民営化法が改正され、郵便サービスのみならず、貯金、保険の基本的なサービスを郵便局で一体的に利用できるようにするユニバーサルサービスの確保が義務づけられ、また、当社が保有するゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式については、その株式の全部を処分することを目指し、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保の責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとされております。

2026年６月25日公布の郵政民営化法等の一部を改正する法律の施行に伴い、郵政民営化法が改正され、当社及び日本郵便は、地域住民が必要な基盤的サービスを受けることができる環境の維持に資するため、地域における需要に応じ、郵便の業務等に係る経営資源が活用されるようにするものとされております。また、当社が保有するゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式について、現下の郵政事業をめぐる状況に鑑み、当分の間、各社が発行する議決権を有する株式の３分の１を超える割合を保有するものとされております。

なお、郵政民営化委員会は、法第19条第１項第１号の規定により、３年ごとに、郵政民営化の進捗状況にかかる総合的な検証の結果に基づく意見を内閣総理大臣に述べる際に、ゆうちょ銀行の業務に関する規制がゆうちょ銀行と他の金融機関等との間の競争関係及びゆうちょ銀行の経営に及ぼす影響、及びかんぽ生命保険の業務に関する規制がかんぽ生命保険と他の生命保険会社との間の競争関係及びかんぽ生命保険の経営に及ぼす影響について検証を行い、その結果に基づき、内閣総理大臣に意見を述べるものとされており、政府は、その意見を踏まえ、郵政事業の状況、郵政事業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の業務に関する規制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされております。（法附則第２条の４）

(b) 株式の処分

当社の発行済株式の総数は政府が保有し、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の発行済株式の総数は当社が保有するものとされており、政府が保有する当社の株式がその発行済株式の総数に占める割合は、できる限り早期に減ずるものとされておりますが、その割合は、常時、３分の１を超えているものとされております。

また、当社が保有するゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式について、その株式の全部を処分することを目指し、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保の責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとされており、また、現下の郵政事業をめぐる状況に鑑み、当分の間、各社が発行する議決権を有する株式の３分の１を超える株式を保有していなければならないこととされております。(法第５条、第７条、第62条及び附則第２条の２)

(c) ユニバーサルサービスの提供

当社及び日本郵便は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとし、また、地域住民が必要な基盤的サービスを受けることができる環境の維持に資するため、地域における需要に応じ、郵便の業務等に係る経営資源が活用されるようにするほか、郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとされております。(法第７条の２)

(d) 同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保

当社、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の業務については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、ゆうちょ銀行について銀行法等の特例を適用しないこととする日又はかんぽ生命保険について保険業法等の特例を適用しないこととする日のいずれか遅い日以後の最初の３月31日までの期間中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和するものとされております。

また、日本郵便は、日本郵便株式会社法第４条第１項第８号ロ及び第２項第２号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第３項に規定する業務(以下「届出業務」といいます。)を営むに当たっては、届出業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならないこととされております。(法第８条及び第92条)

④ 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法

(b) 概要

郵政管理・支援機構の目的は、公社から承継し政府による支払保証が継続された郵便貯金(積立郵便貯金、定　　額郵便貯金、定期郵便貯金等)及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行することにより、郵政民営化に資するとともに、郵便局ネットワークの維持及び活用の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業に係る基本的な役務（郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務、簡易に利用できる生命保険の役務）及び基盤的サービスの提供の確保を図り、もって利用者の利便の確保及び国民生活の安定に寄与することとされております。(法第３条)

郵政管理・支援機構は、郵便貯金管理業務(公社から承継した郵便貯金の管理に関する業務等)及び簡易生命保険管理業務(同簡易生命保険契約の管理に関する業務等)をその業務の範囲とし、郵便貯金管理業務の一部をゆうちょ銀行に、簡易生命保険管理業務の一部をかんぽ生命保険に、それぞれ委託しております。(法第13条、第15条及び第18条)

郵政管理・支援機構は、ゆうちょ銀行との間で郵便貯金資産(郵便貯金管理業務の経理を区分する郵便貯金勘定に属する資産)の運用のための預金に係る契約を、かんぽ生命保険との間で簡易生命保険契約の再保険の契約を、それぞれ締結しております。(法第15条及び第16条)

また、郵便局ネットワークの維持等の支援に要する費用に充てるため、郵政管理・支援機構が関連銀行(ゆうちょ銀行)及び関連保険会社(かんぽ生命保険)から拠出金を徴収し、日本郵便に対し金融窓口関連交付金を交付することとされております。(法第18条の２及び第18条の３)

さらに、2026年６月25日に公布された郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和８年法律第50号）により、2027年４月１日から、郵政管理・支援機構が当社から郵便窓口等関連拠出金を徴収し、日本郵便に対し郵便窓口等関連交付金を交付することとされております。(改正後の法第18条の６及び第18条の７)

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、別段の記載がない限り、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更及び追加があった事項は以下のとおりであり、変更箇所は下線で示しており、変更箇所の前後について記載を一部省略しています。記載のない箇所については、前事業年度の有価証券報告書から変更はありません。

なお、以下の見出し及び本文中に付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部　企業情報　第２　事業の状況　３　事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。

Ⅰ．当社経営陣が特に重視する当社グループの事業等のリスク

（金融・戦略リスク）

１．郵便・物流事業に関するリスク

物流業界では、激しい競争が継続する中、最低賃金の引上げに伴う人件費の増加や物価高騰に伴う調達コストの上昇に加え、2024年４月から施行されたドライバーの労働時間の改善等への対応を迫られる等、業界を取り巻く環境は極めて厳しい状況となっております。このような状況を踏まえ、競合他社においても、宅配運賃等の値上げの動きがみられ、日本郵便においても、2023年10月にゆうパック運賃の改定を、2026年10月にゆうパック及びゆうパケット運賃の改定を実施しております。

郵便事業においては、デジタル化の進展に伴う郵便物数の減少に加え、物流業界同様に、最低賃金の引上げに伴う人件費や調達コストの上昇等が続く厳しい状況の中で、郵便サービスの安定的な提供を維持していくため、2024年６月施行の郵便法施行規則の一部を改正する省令(令和６年総務省令第63号)を受け、2024年10月に、郵便料金の改定を実施しております。これらの取組みを実施したものの、2025年度の郵便・物流事業は、2023年度、2024年度に続き３期連続で営業損失を計上しました。郵便・物流事業において、業務効率化の努力を続けるとしても更なる運賃改定や料金改定が必要となる可能性もあります。また、成長が続くＥＣ市場やフリマ市場を取り込むことは急務となっています。

このような状況に対応するため、日本郵便は、集配拠点の集約による業務効率化、生産性向上による要員配置の最適化、今後の郵便サービスの持続的な提供のための見直しの検討等を通じた、郵便・物流事業の構造変革に取り組んでおります。また、新たな事業領域での成長に向け、国内外の企業間物流を強化し、国際物流・国内物流の全てを一体で事業運営できる総合物流企業への転換を目指しております。

しかしながら、これらの施策が計画どおりに進まない場合や、デジタル化の進展に伴う郵便物数等の減少が想定よりも著しく進行することにより、各種料金を改定したとしても補いきれないほどの減収が日本郵便に生じた場合、他社との競争激化の中で荷物等収益の低迷が継続した場合、他社との協業が奏功しない場合等には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2025年６月25日、日本郵便は、国土交通省から一般貨物自動車運送事業の許可取消の処分を受けました。

当該処分の執行により、日本郵便が保有する1ｔ以上の車両（約2,500台のトラック／全国の約330局の郵便局で使用）は使用できなくなりました。なお、当該許可が取り消されたため、その後５年間は当該許可を再取得することもできなくなります。

また、上記とは別に、軽貨物営業所となる郵便局に対する特別監査を受け、同年10月１日に運輸支局から軽四輪車に関する行政処分の執行が111局に対して通知、同年10月８日に執行され、その後も、順次、行政処分が執行され、2026年２月10日に最終の行政処分通知を受領しました。これにより、一部の車両停止が1,862局で執行されましたが、2026年６月１日に終了しております。

なお、車両停止の間は、他の運送会社への委託等により車両不足を補ってまいりました。

今後も同様の法令違反事例が発生する場合は、さらに厳重な処分を受ける又は郵便ネットワークの信頼性・レピュテーションに重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

加えて、日本郵便の郵便・物流事業においては、上記のとおり３期連続の営業損失を計上しているため、2026年度に営業損失の計上が見込まれる場合や、重大な法令違反により経営環境が著しく悪化した場合には、郵便・物流事業で使用している固定資産について、減損損失を計上する可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

２．新規事業・資本提携・業務提携・Ｍ＆Ａに関するリスク

(2) 他の企業の買収に関するリスク

物流業界全体が難局にある中、強力な幹線輸送ネットワークの構築等を目的として、2025年２月末から４月にかけて、日本郵便において子会社であるＪＷＴ株式会社（2025年７月１日付商号変更によりＪＰトナミグループ株式会社）を通じてトナミＨＤの株式に対する公開買付けを実施し、同年４月17日に議決権の所有割合87.24%を取得して連結子会社とするとともに、その後の株式併合により、ＪＰトナミグループ株式会社の完全子会社となりました。

また、2026年７月１日付で、トナミＨＤは、トナミＨＤを存続会社、同じく日本郵便の連結子会社であるＪＰトナミグループ株式会社を消滅会社とする吸収合併を行うとともに、存続会社の商号をＪＰトナミグループ株式会社に変更しております。

こうした企業の買収については、当該事業分野の競争激化や当社のノウハウ不足から業務範囲の拡大が功を奏せず、過度の人的・物的負担が生じる可能性があり、また、買収先企業を当社グループ事業と統合する上では、買収先企業の重要な顧客等との良好な関係を維持できない、買収資産の価値が毀損し損失が発生する、又は買収先企業の経営陣を含む人材流出が発生する等により、当初想定した成果をもたらさず、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

３．ユニバーサルサービス提供に関するリスク

当社及び日本郵便は、郵政民営化法等に基づき、ユニバーサルサービス確保の責務を負っております。

当責務については、2015年９月「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」に関する情報通信審議会の答申において、短期的には、「日本郵政及び日本郵便は自らの経営努力により現在のサービスの範囲・水準の維持が求められる」、中長期的には、「郵政事業を取り巻く環境の変化やこれに応じた国民・利用者が郵政事業に期待するサービスの範囲・水準の変化も踏まえて、ユニバーサルサービスの確保の方策やコスト負担の在り方について継続的に検討していくことが必要」とされました。こうした中、同審議会による2019年９月「郵便サービスのあり方に関する検討」に関する答申においては、郵便サービスを「あまねく、公平に」安定的に提供し続けるため、そのあり方について検討結果が取りまとめられ、郵便法改正を経て、日本郵便において土曜日配達の休止、お届け日数の繰り下げなどの見直しを行いました。

上記見直し後も、ユニバーサルサービスの維持に当たっては、全国各地の郵便局及び配送拠点等に係る設備費、車両費、社員の人件費等が発生しております。また、最低賃金の引上げに伴う人件費の増加や物価高騰に伴う調達コストの上昇により、ユニバーサルサービス維持のためのこれらの費用負担は増大しつつあります。

今後、電子メールやウェブサイト等インターネットを通じた通信手段、金融サービスの普及等を背景に、郵便、貯金、保険といった郵便局で提供するサービスの利用が減少した場合であっても、ユニバーサルサービス維持の法的義務があるため、収益性の低い事業又は拠点を縮小する等の対応を制限される可能性があります。

このような状況に対応するため、日本郵便は、集配拠点の集約による業務効率化、生産性向上による要員配置の最適化、窓口営業時間の弾力化による柔軟な運営体制の構築等を通じたユニバーサルサービスの持続的な提供に向けた郵便・物流事業及び郵便局窓口事業の構造改革に取り組んでおります。

ユニバーサルサービスを維持し、全国あまねく有人店舗展開を行うことは、他社にない当社グループの強みでもありますが、このような取組みが奏功せずに公共性と収益性を両立できなかった場合やこのような取組みによりユニバーサルサービスの利便性が損なわれたり、それでもなお収益性を上回る費用の増加等が見込まれたりする場合には、郵便局ネットワークに対するステークホルダーの支持を失う可能性があります。

さらに、ユニバーサルサービス維持のための費用負担の増大から当社グループの損益が大幅に悪化した結果、事業運営コストを賄うために収益性を過度に追求した営業や過度のリスクを伴う資金運用を行った場合は、コンダクト・リスクや運用リスクが顕在化する可能性もあります。

また、2026年６月25日公布の郵政民営化法等の改正により政府は、法律の公布後２年を目途として、日本郵政グループにおける郵便局ネットワークの維持に要する費用負担の在り方等について検討を加え、結果に基づき必要な措置を講ずるものとされております。そのため、グループ各社において、郵便局ネットワーク維持のための費用負担の割合が変更となる可能性があります。

６．金融２社の株式売却に関するリスク

当社は、郵政民営化法において、金融２社の経営状況、ユニバーサルサービスの履行への影響等を勘案しつつ、保有する金融２社の株式をできる限り早期に処分するものとされております（下記「（参考）①日本国政府による当社株式の保有状況及び当社による金融２社の株式保有状況（2026年９月末日時点）」をご参照）。

かんぽ生命保険の株式については、2021年５月に売出しを実施し、保有割合は50.0%を下回りました。ゆうちょ銀行の株式については、2025年３月の売出し及び2025年６月における同社株式に係る株式処分信託への拠出により、保有割合（議決権）は50.0%を下回りました。

今後の当該株式の売却については、2026年６月25日公布の郵政民営化法等の改正により、当社が保有するゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式について、現下の郵政事業を巡る状況に鑑み、当分の間、各社が発行する議

決権を有する株式の３分の１を超える割合を保有するものとされております。証券市場への影響に配慮し、時期、売出回数、規模等を慎重に検討を進めていく所存ですが、３分の１までの売却について適切な時期に適切な条件で売却できず、売却収入が当社保有の金融２社株式の帳簿価額を下回った場合は、当社の損益計算書に売却損失を計上する可能性があります（下記「（参考）②金融２社株式処分の連結財務諸表への影響」をご参照）。

当社グループの利益の大部分を占めるのは金融２社の利益であり（下記「(参考)③セグメント利益・資産（2026年３月末現在）」をご参照）、金融２社の株式の売却が進み、当社の持分比率が減少することで、親会社株主に帰属する当期純利益が減少することにより、当社の財務の健全性の確保ができなくなるほか、キャッシュ・フローの悪化、資金調達能力が制限される可能性があります。また、当社が金融２社から受け取る配当金が減少することにより、当社の期待する配当原資の確保ができなくなる可能性があります。

また、当社が金融２社の株式を処分しその持分が低下することに伴い、金融２社以外の事業のウェイトが高まり、当該各事業における収益の悪化が、当社グループの事業、業績及び財政状態に、より影響を及ぼすことになります。

さらには、金融２社の株式保有割合が低下することにより、当社の利益と金融２社の少数株主の利益が相反し、金融２社の意思決定が、当社グループの意向に沿わないなど、グループの一体的な業務運営が難しくなる可能性があります。また、顧客離れ、ブランド力低下により当社グループの収益が金融２社の持分低下の影響を超えてさらに低下する可能性もあります（下記「（参考）④議決権等議決事項（2026年３月末現在）」をご参照）。

（オペレーショナルリスク）

１．法令等違反に関するリスク

当社グループでは、郵便物等の放棄・隠匿事案や資金横領事案、収賄事案等が複数件発生しており、発生原因の分析、再発防止策の検討等を行い、法令等違反の撲滅に向けて、コンプライアンスの徹底・強化、並びにグループガバナンス及び内部統制の強化に取り組んでおります。

一方で、当社グループは、2019年12月にかんぽ生命保険商品の募集品質に係る諸問題に関し、監督当局からの行政処分を受け、2020年１月に策定した業務改善計画に基づき各種施策に取り組み、お客さまからの信頼回復を図ってまいりました。

また、2024年度に郵便局において、事前にお客さまから同意をいただかないまま、お客さまの貯金の非公開金融情報(注１)を用いて、保険募集や投資信託等の販売を目的とした来局のご案内等を行った、法令に違反する事案が確認されました。また、日本郵便及びかんぽ生命保険の社員である生命保険募集人が、2024年１月に販売を開始した一時払終身保険に関して、販売に係る保険業法上の認可を取得する前にお客さまへ勧誘を行っていた事案が確認されました。当社グループは、両事案について、2025年３月に監督当局から報告徴求命令を受領しました。当社グループでは実態把握のための調査を実施し、発生原因を分析し、その結果を踏まえた真因分析に基づき、2025年３月18日に非公開金融情報の適切な取扱いの確保に向けた取組みについて、５月19日に一時払終身保険の販売に係る認可取得前の勧誘についての各種再発防止策を策定・公表し、着実に実行しているところです。

2025年３月には、日本郵便において、法令で定められた点呼業務(注２)を実施しないまま配達業務を行った事案について全国調査を行い、同年４月23日に調査結果及び再発防止策等を国土交通省及び総務省へ報告しました。同日、総務省から本事案の再発防止策及びユニバーサルサービスの確保等に関して報告徴求命令を受領しました。

その後の行政処分の状況は、上記「（金融・戦略リスク）１.郵便・物流事業に関するリスク」に記載のとおりです。

点呼適正化に向けては、これまで①意識改革、②ガバナンスの強化、③点呼のデジタル化、④モニタリング等の取組みを実施しているところです。

2026年５月には、日本郵便の東京支社の元社員が郵便物等取集委託契約の入札事務を巡る収賄容疑で逮捕されたことを受け、同年７月に社内調査結果を踏まえた再発防止策を策定・公表したほか、同年同月には、日本郵政の元社員(日本郵政建築に出向)が収賄容疑で書類送検されたことを受け、再発防止に取り組んでいるところです。

また、2026年９月には、公正取引委員会より、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律に基づく勧告を受けました。併せて、総務省より行政指導を受け、再発防止に取り組んでいるところです。

上記のような態勢・予防策・再発防止策が十分な効果を発揮せず、法令等違反が発生した場合は、当社グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(注１)非公開金融情報：お客さま対応等の中で知った、お客さまの金融取引や資産に関する、通常、本人しか知りえない情報(具体例：口座残高、引落情報、保有ファンドの状況等)

(注２)点呼業務：貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条において、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者等に対して酒気帯びの有無等の確認を行うことと定められているもの。

３．サイバー攻撃に関するリスク（セキュリティの脆弱性を含む）

当社グループは、郵便・物流事業、銀行業、生命保険業等を運営している中で、事業運営上のシステムへの依存度が高い状況にあります。さらにリアルとデジタルをシームレスに連携し、幅広い世代・地域のお客さまへ新しい価値を提供するため、グループ一体でのＤＸを推進しており、今後ますますその重要性が高まることが予想されます。一方、地政学的緊張の高まりや経済安全保障上の観点から国家・組織によるサイバー攻撃の増加やフロンティアＡＩの進化による高度な攻撃、各種サービスの不正利用により企業・団体が保有する個人情報等の漏えいが多発しております。特に、2026年９月末以降、サイバー攻撃による情報漏えい事案が相次ぎ、当社グループにおいても不正アクセス事案が発生したことから、従前以上の対策強化を進めております。また、サイバー攻撃の高度化、インターネットを介したお客さまとの双方向アクセス増加や委託先等サプライチェーンの多様化等の結果、当該リスクが高まっております。

こうした中、当社グループのサイバーセキュリティ担当役員で構成するグループサイバーセキュリティ委員会を設置し、外部環境の変化を踏まえつつ、グループ全体でセキュリティの高度化の推進、セキュリティ専門家による点検・指導、対策推進等サイバー攻撃への対応に努めております。

不正アクセス等のサイバー攻撃に対しては、メール受信やＷｅｂ閲覧に対するウイルス感染抑止等の入口対策、外部デバイスの接続制限や、許可された通信先以外の遮断等の出口対策を講じ、恒常的にサイバーセキュリティ対策の高度化に取り組んでいるほか、フロンティアＡＩを活用した防御能力の高度化に向けた態勢整備に着手しております。加えて、各種サイバーセキュリティ演習を実施し、事業継続も含めたインシデントレスポンス能力の向上などに努めております。

しかしながら、当社グループのシステムへの攻撃、各種サービスの不正利用により、事業が大規模かつ長期間にわたり停止又は制約を受けるような事案が発生した場合、さらに、お客さま対応に不備が生じ社会的信用の低下を招いた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

Ⅱ．当社グループ全般に関するリスク

１．事業環境に関するリスク

(1) 経済・政治情勢その他の事業環境の変化に伴うリスク

①　郵便・物流事業等

近年、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の悪化に加え、台湾有事をはじめ東アジア情勢にも懸　念が募る等、地政学リスクが高まっています。加えて、米政権の掲げる関税政策の影響により、貿易を巡る不確実性は依然として高く、世界的な貿易摩擦の拡大や米中対立の長期化を通じて、事業環境の不確実性が一層高まることが懸念されます。

これらの要因により、企業におけるサプライチェーン戦略に変化が生じた場合は、国際物流事業に影響を及ぼす可能性があります。また、エネルギー価格の高騰や世界経済の減速が生じた場合は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

２．法的規制・法令遵守等に関するリスク

(1) 法的規制及びその変更に関するリスク

③　当社グループ固有に適用される規制等

日本国政府は、郵政民営化法により、当社株式の発行済株式総数の３分の１超を保有する義務を負っていることから、引き続き当社に重要な影響を及ぼしうることになります。また、当社が将来、日本国政府の保有割合が発行済株式総数の３分の１を下回るような新株式の発行による資金調達を実施する場合は、日本国政府にも一部を割り当てることが必要となるところ、その条件等について日本国政府と合意できずに、資金調達を断念せざるを得なくなる可能性があります。その他、当社グループに関する日本国政府の利益は、当社のその他の株主の利益と相反する可能性があり、また、日本国政府が、株主としての経済的利益よりも公共政策上の判断等を優先した場合等は、当社のその他の株主の利益に反する支配力又は影響力の行使がなされる可能性があります。

当社及び日本郵便は、日本郵政株式会社法及び日本郵便株式会社法により、新規業務、株式の募集、取締役の選解任(当社のみ)、事業計画の策定等を行う場合は、総務大臣の認可(日本郵便の新規業務は届出)が必要とされております。

金融２社は、郵政民営化法により、新規業務、合併、会社分割、事業の譲渡・譲受け等を行う場合は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可が必要とされているほか、ゆうちょ銀行においては銀行を、かんぽ生命保険においては保険会社等を子会社として保有することはできません。また、銀行業における預入限度額規制、生命保険業における加入限度額規制が課される等、同業他社とは異なる規制が課されております(金融２社におけるこれらの規制を「郵政民営化法上の上乗せ規制」といいます。)。

なお、金融２社については、当社が株式の２分の１以上を処分した旨の総務大臣への届出を行っております。届出以降は上記業務について、認可は要しなくなったものの、内閣総理大臣及び総務大臣への届出は要するとともに、業務を行うに当たっては、他の銀行及び生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならないものとされております。こうした事業活動への一定の制約は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

郵政民営化委員会は、郵政民営化法第19条第１項第１号の規定により、３年ごとに実施する郵政民営化の進捗状況に係る総合的な検証において、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の業務に関する規制が、各社と他の金融機関等との競争関係並びに各社の経営に及ぼす影響を検証し、その結果に基づき、内閣総理大臣に意見を述べるものとされております。

さらに、政府は、その意見を踏まえ、郵政事業の状況、郵政事業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の業務に関する規制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、金融２社に対する事業活動への一定の制約が継続する可能性があります。

３．事業運営に関するリスク

(9) 金融２社との関係に関するリスク（グループ協定等、人的関係・取引関係）

グループ会社としてシナジー効果を発揮するため、当社と事業子会社との間でグループ協定等を締結し、グループ共通の理念、グループ運営に係る基本的事項等について合意しておりますが、金融２社はその独立性を確保する観点から、グループ運営に必要な事項や法令等に基づき当社による管理等が必要となる事項について、事前協議又は報告のみを求めております。

グループ協定等の存続期間は、金融２社がそれぞれ日本郵便と締結している日本郵便株式会社法第２条第２項に定める銀行窓口契約又は同条第３項に定める保険窓口業務契約が解除される日までとしており、これらの契約の解除は、当社による金融２社の株式売却と連動しておりません。

こうした中、当社グループの企業価値を最大化していくために、当社及び日本郵便と金融２社との間で契約関係（下記「５　重要な契約等」をご参照）、人的関係・取引関係（下記「(参考)⑤～⑦」をご参照）を構築しグループ運営を行うこととしておりますが、これらが機能しない場合は、金融２社と当社及び日本郵便とのシナジー効果を実現できない可能性や、利益相反を適切に管理できない可能性があります。また、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険からの受託手数料が郵便局窓口事業セグメントの収益の大部分を占めることから、金融２社の経営方針に変更が生じた場合は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、2026年６月25日公布の郵政民営化法等の一部を改正する法律の附則において、政府は、法律の公布後２年を目途として、ユニバーサルサービスの確保を図る観点から、当社と日本郵便の合併について積極的に検討するとともに、当社、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の組織の在り方並びに郵便局ネットワークの維持に要する費用に係るこれらの株式会社間の負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされています。それにより、日本郵政グループの組織やグループ各社間の郵便局ネットワーク維持の費用負担等に変更が生じる可能性があります。

Ⅲ. 各事業に特有のリスク（上記Ⅰ、Ⅱの記載を除く。）

１．日本郵便の事業に関するリスク

(1) 金融２社から日本郵便に対する郵便局窓口業務の委託（代理店営業）に関するリスク

日本郵便は、金融２社との銀行窓口業務契約等及び保険窓口業務契約等に基づき金融２社から受託手数料を受領しております。

2018年12月、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律が施行され、2020年３月期から郵便局ネットワーク維持に要する費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用(日本郵便が負担すべき額を除きます。)は、金融２社からの拠出金を原資として郵政管理・支援機構から日本郵便に交付される交付金で賄われることとなり、これを契機に受託手数料が見直されました。

本受託手数料が、銀行法・保険業法に定められたアームズレングスルールの遵守等のもと、今後、減額する又は対象となる業務の範囲を限定する等、日本郵便にとって不利に改定された場合、また、競合商品との競争が激化する等の理由で郵便局の利用者数や利用頻度、金融２社の商品・サービスの利用が減少した場合には、郵便局窓口事業における収益に影響を与える可能性があります。特に、ゆうちょ銀行からの受託手数料は、ゆうちょ銀行の直営店での業務コストをベースに、日本郵便での取扱実績に基づき算出されるため、ゆうちょ銀行において業務コストが削減された場合は、当社グループの郵便局窓口事業における収益に影響を与える可能性があります。

当社グループとしては、今後もユニバーサルサービスが郵便局で一体的に利用できるよう、日本郵便と金融２社との関係を引き続き強化していく所存ですが、金融２社はユニバーサルサービスの提供に係る法的義務を負うものではなく、郵便局ネットワークに代替する販売チャネルをより重視するようになった場合等の理由から、銀行窓口業務契約等及び保険窓口業務契約等の解除が発生した場合は、当社グループの郵便局窓口事業の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2026年６月25日公布の郵政民営化法等の改正により、日本郵便が銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結・変更しようとするときは、総務大臣への届出制から認可制に変更される予定です。今後、認可を求める場合に総務大臣からの認可を取得できない可能性があります。また、当社グループの想定した内容とは異なる認可となる可能性や認可の手続きに時間を要し、必要な認可を適時に取得できない可能性があります。

（参考）金融２社の株式売却に関するリスク（上記［Ⅰ.６．関連、Ⅱ.３（９）関連］）

①　日本国政府による当社株式の保有状況及び当社による金融２社の株式保有状況（2026年９月末時点）

（日本国政府による当社株式の保有状況）

株式保有	保有割合 （発行済株式）	保有割合 （議決権）	郵政民営化法の規定
日本国政府保有（当社株式）	35.4%	36.4%	３分の１超

（当社による金融２社の株式の保有状況）

株式保有	保有割合 （発行済株式）	保有割合 （議決権）	郵政民営化法の規定
当社保有（ゆうちょ銀行株式）	49.6%	49.8%	できる限り早期に処分 当分の間、３分の１超の保有を義務付け
当社保有（かんぽ生命保険株式）	49.7%	49.7%	同上

⑤　当社と金融２社との人的関係（本書提出日現在）

会社名	氏名	兼務状況	理由
日本郵政	根岸一行	ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険の役員(非常勤)を兼任	グループ経営体制の強化、及び金融２社のトップマネジメント強化のため
ゆうちょ銀行	笠間貴之	当社の役員(非常勤)を兼任	グループ経営体制の強化のため
	小方憲治	同上	国会において各子会社等に関する専門的な質問への答弁対応の必要があるため
かんぽ生命保険	大西徹	同上	グループ経営体制の強化のため
	廣中恭明	同上	国会において各子会社等に関する専門的な質問への答弁対応の必要があるため

当社の役員の状況については、下記「第４　提出会社の状況　４ コーポレート・ガバナンスの状況等（２） 役員の状況」をご参照ください。

⑦　日本郵便と金融２社との主な取引等（2026年３月期）

取引等内容	取引等先	金額(百万円)	取引等条件の決定方法等
銀行代理業の業務に係る受託手数料の受取(※１)	ゆうちょ銀行	297,858	銀行代理業等の委託業務に関連して発生する原価を基準に決定
保険代理業務の業務に係る受託手数料の受取(※１)	かんぽ生命保険	89,830	募集手数料については、代理店方式を採用している他の生命保険会社の例に準じて設定。維持・集金手数料については、業務量に応じた計算により額を設定
郵便料金等の受取	ゆうちょ銀行	11,193	一般の利用者の料金と同一の条件で取引
	かんぽ生命保険	5,227	
土地・建物等の賃貸（※２）	ゆうちょ銀行	6,773	不動産鑑定評価の考え方に基づき決定
	かんぽ生命保険	7,574	
シェアードサービス利用料の受取（※３）	ゆうちょ銀行	2,885	必要経費に加え、利用状況、他企業における平均的な利益率を勘案し両社交渉により手数料率等を決定
	かんぽ生命保険	976	

（※１） 受託手数料の詳細は、下記「５　重要な契約等　参考１　ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険からの委託手数料、参考２　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の概要及び金融２社との業務委託契約への影響」をご参照ください。
（※２） 営業店等の施設の賃貸、社員用社宅関連業務の提供等
（※３） グループ内物流業務の提供等
（※４） 上記のほか、「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成17年法律第101号)」に基づき、郵便局ネットワーク維持に要する費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用(日本郵便が負担すべき額を除く。)は、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険からの拠出金を原資として郵政管理・支援機構から日本郵便に交付される交付金で賄われることとなっております。2025年度に日本郵便が郵政管理・支援機構から交付を受けた交付金の額は320,686百万円です。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、別段の記載がない限り、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態の状況及び分析・検討

当中間連結会計期間末の資産、負債及び純資産の状況は以下のとおりであります。

資産の部合計は、前連結会計年度末比9,884,372百万円減の279,980,152百万円となりました。

主な要因は、銀行業等における貸出金2,402,337百万円の増の一方、銀行業等における現金預け金10,511,318百万円の減、銀行業等における買現先勘定1,109,208百万円の減によるものです。

負債の部合計は、前連結会計年度末比10,312,828百万円減の263,069,770百万円となりました。

主な要因は、銀行業等における借用金186,313百万円の増、生命保険業等における社債163,700百万円の増の一方、銀行業等における売現先勘定6,700,544百万円の減、銀行業等における貯金2,480,942百万円の減、生命保険業における責任準備金749,711百万円の減によるものです。

純資産の部合計は、前連結会計年度末比428,456百万円増の16,910,381百万円となりました。

主な要因は、非支配株主持分248,740百万円の増、繰延ヘッジ損益203,523百万円の増、利益剰余金162,013百万円の増の一方、資本剰余金250,038百万円の減によるものです。

(2) 経営成績の状況及び分析・検討

当中間連結会計期間の経済情勢を顧みますと、世界経済は、中東情勢緊迫の影響を受けつつも、旺盛なＡＩ(人工　知能)需要等を背景に米国を中心に底堅く推移しました。米国経済は、原油高等によりインフレ率が高止まりする中、個人消費を中心に堅調に推移し、ＦＲＢ(連邦準備制度理事会)は、2026年９月に2023年７月以来となる利上げを行いました。日本経済は、緩やかな回復基調ながら、物価高が続く中、中東情勢緊迫の影響もあり内需に力強さを欠く状況でした。原油高等を受け物価の上振れリスクが高まる中、日本銀行は2026年６月と９月に利上げを行いました。

金融資本市場では、米国の長期市場金利は、インフレや財政悪化等の懸念を受け上昇基調で推移しました。また、日本の長期市場金利は、原油高等を受け日本銀行による利上げ観測が高まる中、財政悪化懸念もあり上昇基調で推移しました。

ドル円相場は、中東情勢緊迫等を受けたドル高のほか、日本の輸入額増加や財政悪化懸念もあり、2026年７月下旬には164円程度まで円安が進みました。同年７月末の日米協調による為替介入後は、日本銀行による利上げ観測の高まりもあり円高基調に転じ、155～160円程度で推移しました。

日経平均株価は、米国同様に、2026年６月下旬にかけて大きく上昇し、史上最高値を更新しました。その後は利益確定売りや中東情勢の動向等の影響を受けつつも、高値圏で推移しました。

そうした状況下にあって、当中間連結会計期間における連結経常収益は5,903,572百万円(前年同期比221,138百万円増)、連結経常利益は652,149百万円(前年同期比130,507百万円増)、連結経常利益に、特別損益、契約者配当準備金繰入額等を加減した親会社株主に帰属する中間純利益は、232,215百万円(前年同期比89,651百万円増)となりました。

各事業セグメント別の業績は、以下のとおりです。

①　郵便・物流事業

当中間連結会計期間の郵便・物流事業におきましては、収益について、荷物収入が増加したものの、郵便収入が減少し、減収となりました。費用については、引き続きコストコントロールの取組を進めているものの、集配運送委託費等の経費の増加により増加しました。この結果、経常収益は1,094,357百万円(前年同期比25,599百万円減）、経常損失は55,833百万円(前年同期は24,452百万円の経常損失)となりました。また、日本郵便の当中間連結会計期間における郵便・物流事業の営業収益は1,090,365百万円(前年同期比25,480百万円減)、営業損失は58,314百万円(前年同期は25,588百万円の営業損失)となりました。

(参考)引受郵便物等の状況

区分	前中間会計期間		当中間会計期間	
	物数(千通・千個)	対前年同期比(%)	物数(千通・千個)	対前年同期比(%)
総数	7,745,791	△5.4	7,349,217	△5.1
郵便物	5,707,297	△7.1	5,303,294	△7.1
内国	5,696,574	△7.1	5,292,583	△7.1
普通	5,451,006	△6.8	5,068,543	△7.0
第一種	3,241,399	△9.2	3,087,692	△4.7
第二種	2,101,733	△4.3	1,906,166	△9.3
第三種	69,860	△5.0	64,359	△7.9
第四種	5,905	△10.5	5,511	△6.7
選挙	32,109	617.6	4,816	△85.0
特殊	245,568	△12.6	224,040	△8.8
国際(差立)	10,723	△2.3	10,711	△0.1
通常	6,465	2.4	6,051	△6.4
小包	1,039	△11.2	1,062	2.2
国際スピード郵便	3,219	△7.9	3,598	11.8
荷物	2,038,494	△0.3	2,045,923	0.4
ゆうパック	271,684	0.6	284,641	4.8
ゆうパケット	273,622	5.3	300,550	9.8
ゆうメール	1,493,189	△1.4	1,460,732	△2.2

(注) １．第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物の概要／特徴は、以下のとおりであります。

種類	概要／特徴
第一種郵便物	お客さまがよく利用される「手紙」(封書)のことであります。一定の重量及び大きさの定形郵便物とそれ以外の定形外郵便物に分かれます。また、郵便書簡(ミニレター)、特定封筒(レターパックライト)及び小型特定封筒(スマートレター)も含んでおります。
第二種郵便物	お客さまがよく利用される「はがき」のことであります。通常はがき及び往復はがきの２種類があります。
第三種郵便物	新聞、雑誌など年４回以上定期的に発行する刊行物で、日本郵便の承認を受けたものを内容とするものであります。
第四種郵便物	公共の福祉の増進を目的として、郵便料金を低料又は無料としているものであります。通信教育用郵便物、点字郵便物、特定録音物等郵便物、植物種子等郵便物、学術刊行物郵便物があります。

２．年賀はがきは除いております。
３．選挙は、公職選挙法に基づき、公職の候補者又は候補者届出政党から選挙運動のために差し出された通常はがきの物数であります。別掲で示しております。
４．特殊は、速達、書留、特定記録、本人限定受取等の特殊取扱(オプションサービス)を行った郵便物の物数の合計であります。交付記録郵便物用特定封筒(レターパックプラス)及び電子郵便(レタックス、Ｗｅｂゆうびん、ｅ内容証明)を含んでおります。
５．ゆうパックは、一般貨物法制の規制を受けて行っている宅配便の愛称であります。配送中は、追跡システムにより管理をしております。
６．ゆうパケットは、一般貨物法制の規制を受けて行っている宅配便の愛称であります。小型の荷物をお届けするもので、ゆうパックより安値でポスト投函も可能な商品であります。配送中は、追跡システムにより管理をしております。
７．ゆうメールは、一般貨物法制の規制を受けて行っている１kgまでの荷物の愛称であります。主に冊子とした印刷物やＣＤ・ＤＶＤなどをお届けするもので、ゆうパックより安値でポスト投函も可能な商品であります。

② 郵便局窓口事業

当中間連結会計期間の郵便局窓口事業におきましては、収益について、交付金が増加したものの、保険手数料、銀行手数料が減少し、減収となりました。費用については、人件費の増加等により、増加しました。この結果、経常収益は504,991百万円(前年同期比2,498百万円減)、経常利益は4,467百万円(前年同期比4,285百万円減)となりました。また、日本郵便の当中間連結会計期間における郵便局窓口事業の営業収益は502,815百万円(前年同期比3,382百万円減)、営業利益は2,667百万円(前年同期比5,612百万円減)となりました。

(参考)郵便局数

支社名	営業中の郵便局(局)							
	前事業年度末				当中間会計期間末			
	直営の郵便局		簡易郵便局	計	直営の郵便局		簡易郵便局	計
	郵便局	分室			郵便局	分室		
北海道	1,196	1	237	1,434	1,195	1	234	1,430
東北	1,894	0	527	2,421	1,892	1	520	2,413
関東	2,386	0	138	2,524	2,373	0	138	2,511
東京	1,447	0	4	1,451	1,444	1	3	1,448
南関東	942	0	67	1,009	941	0	65	1,006
信越	972	0	284	1,256	972	0	282	1,254
北陸	643	0	138	781	644	0	137	781
東海	2,040	1	259	2,300	2,041	1	260	2,302
近畿	3,062	3	300	3,365	3,076	3	301	3,380
中国	1,739	1	399	2,139	1,739	1	393	2,133
四国	927	0	176	1,103	927	0	174	1,101
九州	2,488	0	823	3,311	2,485	0	812	3,297
沖縄	175	0	21	196	175	0	21	196
全国計	19,911	6	3,373	23,290	19,904	8	3,340	23,252

③ 国際物流事業

当中間連結会計期間の国際物流事業におきましては、収益について、ロジスティクス事業及びフォワーディング事業における取扱量の増加等により、増収となりました。費用については、増収見合いの費用増加等により増加しました。この結果、経常収益は324,553百万円(前年同期比92,278百万円増)、経常利益は3,100百万円(前年同期は215百万円の経常損失)となりました。また、日本郵便の当中間連結会計期間における国際物流事業の営業収益は324,123百万円(前年同期比92,199百万円増)、営業利益は8,929百万円(前年同期比4,690百万円増)となりました。

④ 不動産事業

当中間連結会計期間の不動産事業につきましては、ＪＰタワー（商業施設名：ＫＩＴＴＥ）をはじめとするオフィスビル、商業施設、賃貸住宅、高齢者施設等の賃貸事業における安定的な収益確保と、賃料上昇局面を活かした内部成長の推進に加え、分譲住宅事業、回転型事業への取組み等により事業領域の拡大を図っているところです。

賃貸事業では、2026年７月にザ・ランドマーク名古屋栄が全面開業したほか、旧白金社宅における市街地再開発事業や、大阪桜島リゾートの外資系ホテルプロジェクトが本格着工したところです。今後、日本橋郵便局や九段郵便局における市街地再開発事業などに取り組む予定です。

分譲住宅事業では、横浜市のパークホームズ大倉山ザ・テラスが2026年６月に竣工したほか、新たな分譲住宅案件を計画しています。

回転型事業の展開に向けては、投資顧問会社を2026年10月に設立しました。

このような取組みを行った結果、当中間連結会計期間の不動産事業におきましては、分譲収益の増加により、経常収益は67,166百万円(前年同期比24,671百万円増)、経常費用は分譲収益に連動した販売原価の増加により増加し、経常利益は19,288百万円(前年同期比9,607百万円増)となりました。また、当中間連結会計期間における不動産事業の、営業収益は66,268百万円(前年同期比24,278百万円増)、営業利益は20,837百万円(前年同期比9,447百万円増)となりました。

不動産事業における主なプロジェクト（賃貸事業）の概要は以下のとおりであります。

名称	土地面積（千㎡）	延床面積（千㎡）	簿価（百万円）			事業形態	竣工年月
				土地等	建物他		
ＪＰタワー	11	191 (212)	272,157	227,783	44,374	共同事業 （メジャー）	2012年５月
大宮ＪＰビルディング	6	45	8,506	3,903	4,602	単独事業	2014年８月
ＪＰタワー名古屋	8 (12)	162 (180)	33,480	10,945	22,535	共同事業 （メジャー）	2015年11月
ＫＩＴＴＥ博多	5	64	17,310	7,385	9,924	単独事業	2016年３月
広島ＪＰビルディング	4	44	17,016	3,244	13,771	単独事業	2022年８月
蔵前ＪＰテラス	14	99	31,925	6,052	25,872	単独事業	2023年３月
麻布台ヒルズ森ＪＰタワー	11 (24)	227 (461)	133,615	65,347	68,268	市街地再開発	2023年６月
五反田ＪＰビルディング	6	69	34,906	6,586	28,320	単独事業	2023年12月
ＪＰタワー大阪	8 (12)	173 (227)	84,185	17,534	66,651	共同事業 （メジャー）	2024年３月

(注) １．2026年９月30日時点

２．ＪＰタワー

延床面積は、持分換算面積を表示するとともに、（ ）内に事業全体面積を表示しております。

３．ＪＰタワー名古屋及びＪＰタワー大阪

土地面積は、持分面積を表示するとともに、（ ）内に事業全体面積（借地を含む）を表示しております。

延床面積は、持分換算面積を表示するとともに、（ ）内に事業全体面積を表示しております。

４．麻布台ヒルズ森ＪＰタワー

土地面積及び延床面積は、持分換算面積を表示するとともに、（ ）内に事業全体面積を表示しております。

⑤ 銀行業

当中間連結会計期間の銀行業におきましては、株式のリスク調整オペレーションに伴う売却益の減少を主因にその他経常収益が減少した一方、外債投資信託からの収益や国内金利上昇に伴う国債利息の増加等により資金利益が増加し、この結果、経常収益は1,716,584百万円(前年同期比318,485百万円増)となりました。他方、経常費用も、貯金金利引き上げに伴う資金調達費用の増加を主因に増加したものの、経常収益の増加額の方が上回った結果、経常利益は550,988百万円(前年同期比196,988百万円増)となりました。

(参考１) 銀行業を行う当社の子会社であるゆうちょ銀行(単体)の状況

(a) 損益の概要

当中間会計期間の業務粗利益は、前年同期比3,057億円増加の9,168億円となりました。このうち、資金利益は、外債投資信託からの収益や国内金利上昇に伴う国債利息の増加等により、前年同期比2,999億円の増加となりました。役務取引等利益は、前年同期比24億円の増加となりました。その他業務利益は、前年同期比33億円の増加となりました。

経費は、前年同期比119億円増加の4,861億円となりました。

業務純益は、前年同期比2,940億円増加の4,307億円となりました。

臨時損益は、株式のリスク調整オペレーションに伴う売却益の減少を主因に、前年同期比959億円減少の1,089億円となりました。

経常利益は、前年同期比1,980億円増加の5,396億円となりました。

この結果、中間純利益は3,743億円、前年同期比1,340億円の増益となりました。

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
業務粗利益	611,108	916,878	305,770
資金利益	563,556	863,522	299,966
役務取引等利益	83,310	85,714	2,403
その他業務利益	△35,758	△32,358	3,399
うち外国為替売買損益	△36,102	△32,436	3,665
うち国債等債券損益	66	△80	△146
経費(除く臨時処理分)	△474,197	△486,102	△11,904
人件費	△52,863	△53,770	△907
物件費	△403,900	△414,157	△10,257
税金	△17,433	△18,173	△740
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	136,910	430,776	293,865
一般貸倒引当金繰入額	△140	8	148
業務純益	136,770	430,784	294,014
臨時損益	204,881	108,900	△95,980
うち株式等関係損益	19,401	5,996	△13,404
うち金銭の信託運用損益	174,427	114,062	△60,365
経常利益	341,651	539,685	198,033
特別損益	△101	△31	70
固定資産処分損益	△39	△21	17
減損損失	△62	△9	52
税引前中間純利益	341,550	539,654	198,104
法人税、住民税及び事業税	△103,171	△167,973	△64,802
法人税等調整額	1,905	2,628	723
法人税等合計	△101,265	△165,345	△64,079
中間純利益	240,284	374,309	134,025

(注) １．業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
２．臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
３．「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
４．国債等債券損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
５．株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却
６．金額が損失又は費用には△を付しております。

(b) 国内・国際別の資金利益等

国内業務部門・国際業務部門別の資金利益等は次のとおりとなりました。

当中間会計期間は、国内業務部門においては、資金利益は3,680億円、役務取引等利益は862億円、その他業務利益は１億円となりました。

国際業務部門においては、資金利益は4,954億円、役務取引等利益は△５億円、その他業務利益は△325億円となりました。

この結果、国内業務部門、国際業務部門の相殺消去後の合計は、資金利益は8,635億円、役務取引等利益は857億円、その他業務利益は△323億円となりました。

イ．国内業務部門

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
資金利益	256,280	368,060	111,780
資金運用収益	458,734	689,895	231,161
うち国債利息	167,720	229,415	61,694
資金調達費用	202,454	321,834	119,380
役務取引等利益	83,791	86,291	2,500
役務取引等収益	97,868	100,621	2,752
役務取引等費用	14,077	14,330	252
その他業務利益	375	158	△216
その他業務収益	900	158	△741
その他業務費用	524	－	△524

ロ．国際業務部門

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
資金利益	307,276	495,462	188,185
資金運用収益	634,391	850,032	215,640
うち外国証券利息	631,537	846,828	215,291
資金調達費用	327,115	354,570	27,455
役務取引等利益	△480	△577	△96
役務取引等収益	202	224	22
役務取引等費用	682	801	118
その他業務利益	△36,133	△32,517	3,616
その他業務収益	0	0	0
その他業務費用	36,134	32,518	△3,616

ハ．合計

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
資金利益	563,556	863,522	299,966
資金運用収益	1,024,475	1,422,339	397,864
資金調達費用	460,918	558,816	97,897
役務取引等利益	83,310	85,714	2,403
役務取引等収益	98,071	100,846	2,775
役務取引等費用	14,760	15,131	371
その他業務利益	△35,758	△32,358	3,399
その他業務収益	900	159	△741
その他業務費用	36,659	32,518	△4,141

(注) 1．資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前中間会計期間11,944百万円、当中間会計期間16,525百万円)を控除しております。

2．「国内業務部門」「国際業務部門」間の内部取引による相殺消去額(資金貸借に係る利息)は下表のとおりであります。

	前中間会計期間 (百万円)	当中間会計期間 (百万円)
国内業務部門・資金運用収益	68,651	117,588
国際業務部門・資金調達費用	68,651	117,588

(c) 役務取引等利益の状況

当中間会計期間の役務取引等利益は、前年同期比24億円増加の857億円となりました。

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
役務取引等利益	83,310	85,714	2,403
為替・決済関連手数料	50,169	51,478	1,308
ＡＴＭ関連手数料	19,238	18,710	△527
投資信託関連手数料	6,476	7,603	1,127
その他	7,426	7,921	495

(参考)　投資信託・ゆうちょファンドラップの取扱状況

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
販売金額	265,538	373,482	107,944
残高	3,247,431	3,894,184	646,753

(d) 預金残高の状況

当中間会計期間末の貯金残高は前事業年度末比２兆938億円減少の184兆192億円となりました。

○　預金の種類別残高(末残・構成比)

種類	前事業年度		当中間会計期間		増減
	金額(百万円) (A)	構成比(%)	金額(百万円) (B)	構成比(%)	金額(百万円) (B)－(A)
預金合計	186,113,094	100.00	184,019,261	100.00	△2,093,832
流動性預金	125,137,657	67.23	125,241,300	68.05	103,643
振替貯金	11,877,911	6.38	12,792,461	6.95	914,550
通常貯金等	112,450,563	60.42	111,664,440	60.68	△786,123
貯蓄貯金	809,182	0.43	784,398	0.42	△24,783
定期性預金	60,850,969	32.69	58,661,036	31.87	△2,189,932
定期貯金	10,290,352	5.52	10,968,775	5.96	678,422
定額貯金	50,560,617	27.16	47,692,261	25.91	△2,868,355
その他の預金	124,467	0.06	116,924	0.06	△7,543
譲渡性預金	－	－	－	－	－
総合計	186,113,094	100.00	184,019,261	100.00	△2,093,832

(注) １．通常貯金等＝通常貯金＋特別貯金(通常郵便貯金相当)
２．貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。「振替貯金」は「当座預金」、「通常貯金」は「普通預金」、「貯蓄貯金」は「貯蓄預金」、「定期貯金」は「定期預金」に相当するものであります。「定額貯金」は「その他の預金」に相当するものでありますが、「定期性預金」に含めております。
３．特別貯金(通常郵便貯金相当)は独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(以下「郵政管理・支援機構」といいます。)からの預り金のうち、郵政管理・支援機構が日本郵政公社から承継した定期郵便貯金、定額郵便貯金、積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金、教育積立郵便貯金に相当する郵便貯金で満期となったものなどであります。

(e) 資産運用の状況(末残・構成比)

当中間会計期間末の運用資産のうち、国債は43.9兆円、その他の証券は86.0兆円となりました。

種類	前事業年度		当中間会計期間		増減
	金額(百万円)(A)	構成比(%)	金額(百万円)(B)	構成比(%)	金額(百万円)(B)－(A)
預け金等	54,527,026	24.44	43,970,846	20.57	△10,556,179
コールローン	1,760,000	0.78	1,625,000	0.76	△135,000
買現先勘定	8,270,151	3.70	7,319,562	3.42	△950,588
金銭の信託	6,222,830	2.78	6,374,241	2.98	151,411
うち国内株式	800,874	0.35	853,904	0.39	53,029
うち国内債券	1,059,688	0.47	1,013,659	0.47	△46,029
有価証券	145,374,043	65.16	145,288,076	67.99	△85,967
国債	41,437,884	18.57	43,998,729	20.59	2,560,845
地方債	5,573,898	2.49	5,382,286	2.51	△191,611
短期社債	823,599	0.36	613,237	0.28	△210,361
社債	9,206,311	4.12	9,109,559	4.26	△96,752
株式	75,271	0.03	108,622	0.05	33,350
その他の証券	88,257,077	39.55	86,075,639	40.28	△2,181,437
うち外国債券	29,013,681	13.00	28,203,026	13.19	△810,654
うち投資信託	59,056,643	26.47	57,683,174	26.99	△1,373,469
貸出金	4,372,193	1.95	6,965,780	3.26	2,593,587
その他	2,570,641	1.15	2,118,363	0.99	△452,277
合計	223,096,885	100.00	213,661,871	100.00	△9,435,014

(注) 「預け金等」は譲渡性預け金、日銀預け金、買入金銭債権であります。

(f) 業種別貸出金残高の状況(末残・構成比)

業種別	前事業年度		当中間会計期間		増減
	金額(百万円)(A)	構成比(%)	金額(百万円)(B)	構成比(%)	金額(百万円)(B)－(A)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	4,361,193	100.00	6,954,780	100.00	2,593,587
農業、林業、漁業、鉱業	―	―	―	―	―
製造業	219,700	5.03	221,339	3.18	1,639
電気・ガス等、情報通信業、運輸業	178,900	4.10	193,528	2.78	14,627
卸売業、小売業	56,224	1.28	49,204	0.70	△7,020
金融・保険業	201,516	4.62	205,562	2.95	4,045
建設業、不動産業	118,155	2.70	144,659	2.07	26,504
各種サービス業、物品賃貸業	119,360	2.73	94,503	1.35	△24,857
国、地方公共団体	3,408,950	78.16	5,990,507	86.13	2,581,556
その他	58,384	1.33	55,474	0.79	△2,909
国際及び特別国際金融取引勘定分	11,000	100.00	11,000	100.00	―
政府等	―	―	―	―	―
その他	11,000	100.00	11,000	100.00	―
合計	4,372,193	―	6,965,780	―	2,593,587

(注) 1．「国内」とは本邦居住者に対する貸出、「国際」とは非居住者に対する貸出であります。
2．ゆうちょ銀行は、海外店及び海外連結子会社を有しておりません。
3．「金融・保険業」のうち郵政管理・支援機構向け貸出金は、前事業年度末6,650百万円、当中間会計期間末2,845百万円であります。

(参考２) ゆうちょ銀行の自己資本比率の状況

自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、ゆうちょ銀行は、国内基準を適用の上、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては標準的計測手法、マーケット・リスク相当額の算出においては標準的方式を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2026年９月30日
１．連結自己資本比率(２／３)	15.39
２．連結における自己資本の額	98,448
３．リスク・アセット等の額	639,500
４．連結総所要自己資本額	25,580

(注) 連結総所要自己資本額は、上記３．に記載しているリスク・アセット等の額に４%を乗じた額であります。

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2026年９月30日
１．単体自己資本比率(２／３)	15.40
２．単体における自己資本の額	98,400
３．リスク・アセット等の額	638,640
４．単体総所要自己資本額	25,545

(注) 単体総所要自己資本額は、上記３．に記載しているリスク・アセット等の額に４%を乗じた額であります。

(参考３) ゆうちょ銀行(単体)における資産の査定

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第６条に基づき、ゆうちょ銀行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

(a) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

(b) 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

(c) 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

(d) 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記(a)から(c)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2025年９月30日	2026年９月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0	―
危険債権	0	0
要管理債権	―	―
正常債権	47,008	72,012

⑥ 生命保険業

当中間連結会計期間の生命保険業におきましては、金銭の信託運用益、有価証券売却益及び為替差益等が増加したものの、満期保険金に係る責任準備金戻入額の減少等により、経常収益は2,662,630百万円(前年同期比217,683百万円減)となりました。経常利益は、保有契約が減少したこと等に伴い保険金等支払金が減少等したものの、結果として、113,174百万円(前年同期比71,207百万円減)となりました。

(参考１)生命保険業を行う当社の子会社であるかんぽ生命保険の保険引受の状況

(個人保険及び個人年金保険は、かんぽ生命保険が郵政管理・支援機構から受再している簡易生命保険契約を含みません。)

(a) 保有契約高明細表

(単位：千件、百万円)

区分	前事業年度末		当中間会計期間末	
	件数	金額	件数	金額
個人保険	12,149	33,358,414	11,973	32,663,221
個人年金保険	329	440,027	281	383,363

(注) 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額を合計したものであります。

(b) 新契約高明細表

(単位：千件、百万円)

区分	前中間会計期間				当中間会計期間			
	件数	金額	新契約	転換による純増加	件数	金額	新契約	転換による純増加
個人保険	248	681,592	681,580	11	323	840,221	840,014	207
個人年金保険	0	269	269	―	0	1,126	1,126	―

(注) １．件数は、新契約件数に転換後契約件数を加えた数値であります。なお、転換後契約とは、既契約の転換によって成立した契約であります。
２．個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資であります。

(c) 保有契約年換算保険料明細表

(単位：百万円)

区分		前事業年度末	当中間会計期間末
個人保険		2,017,920	1,986,680
個人年金保険		118,796	101,247
合計		2,136,716	2,087,927
	うち医療保障・生前給付保障等	284,454	282,058

(注) １．年換算保険料とは、１回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、１年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間等で除した金額)。
２．医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障がいを事由とするものは除きます。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含みます。)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

(d) 新契約年換算保険料明細表

(単位：百万円)

区分		前中間会計期間	当中間会計期間
個人保険		56,627	66,413
個人年金保険		22	90
合計		56,649	66,503
	うち医療保障・生前給付保障等	3,308	4,944

(注) 1．年換算保険料とは、１回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、１年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間等で除した金額)。
2．医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障がいを事由とするものは除きます。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含みます。)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。
3．新契約年換算保険料は、新契約に係る年換算保険料に、既契約の転換による転換前後の年換算保険料の純増加分を加えた数値であります。

(参考２)かんぽ生命保険が郵政管理・支援機構から受再している簡易生命保険契約の状況

(a) 保有契約高

(単位：千件、百万円)

区分	前事業年度末		当中間会計期間末	
	件数	保険金額・年金額	件数	保険金額・年金額
保険	5,576	14,838,522	5,397	14,360,657
年金保険	1,056	341,424	1,033	333,568

(注) 計数は、郵政管理・支援機構における公表基準によるものであります。

(b) 保有契約年換算保険料

(単位：百万円)

区分		前事業年度末	当中間会計期間末
保険		665,401	643,759
年金保険		349,490	341,972
合計		1,014,891	985,731
	うち医療保障・生前給付保障等	227,925	221,787

(注) かんぽ生命保険が郵政管理・支援機構から受再している簡易生命保険契約について、(参考１)(c)に記載しております個人保険及び個人年金保険の保有契約年換算保険料と同様の計算方法により、かんぽ生命保険が算出した金額であります。

(参考３)かんぽ生命保険の連結ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つであります。

かんぽ生命保険は、適切な資本管理という観点で、連結ソルベンシー・マージン比率の適正水準を150%～220%と設定しております。

前連結会計年度末における連結ソルベンシー・マージン比率は181%となっており、適正水準の範囲内となっております。

(単位：兆円)

項目		前連結会計年度末 (2026年３月31日)
適格資本合計額	(A)	4.76
所要資本合計額	(B)	2.63
連結ソルベンシー・マージン比率 (A)／(B)		181%

(注) 令和７年金融庁告示第74号「保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」に基づいて算出しております。

⑦ その他

各報告セグメントにおける事業のほか、グループシェアード事業については、業務集約による効率化効果が大きいと考えられる業務をグループ横断的に集約し、一括してＢＰＲ（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）やＤＸを行い、効率化・生産性向上を図る取組を進めております。当社の子会社である日本郵政コーポレートサービス株式会社では、引き続きグループ横断的に業務のシェアード化を進めており、今後はこれまでの未集約業務に加え、各社固有業務、バックオフィス業務、外部委託業務等の集約を検討するなど、対象業務を順次拡大していく予定です。また、2026年７月にJPツーウェイコンタクト株式会社を当社の直接出資子会社としたことを踏まえ、グループのコールセンター業務について、同社を活用した集約を推進し、サービス品質の向上と業務運営の効率化を図ってまいります。

病院事業については、地域医療機関との連携や救急患者の受入の強化等による増収対策、業務の効率化等による経費削減等、病院の経営改善を進めているところであります。今後も引き続き上記増収対策や経費削減等の経営改善に取り組みます。

投資事業については、当社の子会社である日本郵政キャピタル株式会社において、中長期的なグループ収益の拡大を念頭に、将来の事業資源や新規事業の獲得、グループ事業に対するシナジーの創出といった戦略リターンの獲得に向け、同社が運営する「日本郵政キャピタル1号投資事業有限責任組合」を介して、国内外のスタートアップ企業へ出資し、出資先企業と当社グループとの連携を進めました。今後も引き続き、日本郵政グループの事業アセットを活用したスタートアップ企業の成長支援に取り組みます。

(3) キャッシュ・フローの状況及び分析・検討

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は当期首から10,669,643百万円減少し、46,240,563百万円となりました。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動においては、銀行業における資金の運用や調達、生命保険業における保険料の収入や保険金の支払等の結果、11,515,664百万円の支出(前年同期は1,970,578百万円の支出)となりました。

主な要因として、貯金の純減2,480,942百万円や貸出金の純増2,595,143百万円があげられます。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動においては、銀行業及び生命保険業における有価証券の売却、償還による収入等及び有価証券の取得による支出等の結果、1,022,752百万円の収入(前年同期は783,546百万円の収入)となりました。

主な要因として、有価証券の取得による支出13,725,437百万円や有価証券の償還による収入12,404,326百万円、有価証券の売却による収入1,705,389百万円があげられます。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動においては、社債の発行、自己株式の取得等の結果、177,500百万円の支出(前年同期は408,558百万円の支出)となりました。

主な要因として、社債の発行による収入162,097百万円、自己株式の取得による支出149,999百万円、非支配株主への配当金の支払145,424百万円、配当金の支払70,182百万円があげられます。

(4) 対処すべき課題

当中間連結会計期間開始日以降、本書提出日までの間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「対処すべき課題」について変更があった事項は以下のとおりであり、変更箇所は下線で示しており、変更箇所の前後について記載を一部省略しております。

なお、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部　企業情報　第２　事業の状況　１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等　(4)対処すべき課題」の項目番号に対応したものです。

①　非公開金融情報の適切な取り扱いの確保に向けた取組等について

郵便局において、お客さまから事前に同意をいただかないまま、お客さまの貯金の非公開金融情報を、保険募集や投資信託等の販売を目的とした来局ご案内に利用した事例が2024年度に確認されたことを受け、発生原因を分析し再発防止策を策定するとともに、関係者の責任を明確化いたしました。当社グループは、総力をあげて再発防止策の実効性を不断に検証しながら改革を継続し、お客さま本位のサービス提供が図られるよう、全力で取り組んでまいります。また、本件に係るグループ主要４社に対する金融庁の報告徴求命令並びに当社及び日本郵便に対する総務省の報告徴求命令に基づき、再発防止策及びその実施状況等について定期的に報告を行ってまいります。

③　取引適正化に向けた取組みについて

2026年５月には、日本郵便の東京支社の元社員が郵便物等取集委託契約の入札事務をめぐる収賄容疑で逮捕されたことを受け、同年７月に社内調査結果を踏まえた再発防止策を策定・公表し、調達方法の見直し等、再発防止に取り組んでいます。

また、2026年９月には、公正取引委員会より、特定受託事業者（以下「フリーランス」といいます。）に該当するお取引先さまに、明示事項（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス法」といいます。）第３条第１項に規定するものをいいます。）の全部または一部を事前に書面または電磁的方法で明示しなかった取引や支払期日までに報酬を支払っていなかった取引があったことでフリーランス法に基づく勧告を受けるとともに、総務省からは行政指導を受けました。フリーランスの方々が安心して働く環境を整備するための法律であるフリーランス法に違反したことにより勧告を受けたことを重く受け止め、再発防止策を策定・公表いたしました。今後は勧告により求められました措置（追加調査、社員研修等）を進めるとともに、取引先の皆さまとコミュニケーションを図り、適正かつ透明性の高い取引関係の構築に努めてまいります。

(5) 主要な設備

①当中間連結会計期間に完了した重要な設備の新設は、次のとおりであります。

2026年９月30日現在

セグメントの名称	設備の内容	投資予定額(百万円)	資金調達方法	完了年月
郵便・物流事業	郵便施設	67,386	自己資金	2026年９月
不動産事業	物流施設	76,909	自己資金及び借入	2026年９月

②当中間連結会計期間において、新たに確定した主要な設備の計画は次のとおりであります。

2026年９月30日現在

セグメントの名称	設備の内容	投資予定額(百万円)	資金調達方法	着手及び完了予定年月	
				着手	完了
国際物流事業	救急医療用ヘリコプターへの投資	122 百万豪ドル	リース	2026年６月	2032年５月
銀行業	ゆうちょ総合情報システム（2027年度）	12,622	自己資金	2020年11月	2028年５月

(注) １．上記の金額には消費税及び地方消費税を含んでおりません。
２．投資予定額については、当中間連結会計期間末に計画されている投資予定額の総額から既支払額を差し引いた金額を記載しております。

3 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,000,000,000
計	18,000,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株)(2026年９月30日)	提出日現在発行数(株)(2026年11月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,808,194,600	2,808,194,600	東京証券取引所(プライム市場)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式で、単元株式数は100株であります。
計	2,808,194,600	2,808,194,600	―	―

(注) １．当社は、2007年10月１日に、4,320,000,000株(2015年８月１日付で実施した普通株式１株につき30株の割合　　の株式分割を反映した株式数)を、現物出資(現物出資当初の2007年10月１日の株式数は144,000,000株であり、郵政民営化法第38条の規定に基づき公社から出資(承継)された財産7,703,856百万円)により発行しております。
２．当社は、2026年３月27日付の取締役会決議に基づき、2026年４月10日付で保有する自己株式のうち164,740,300株を消却しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2026年４月10日(注１)	△164,740,300	2,808,194,600	―	1,750,000	―	1,750,000

(注) １．2026年４月10日付の自己株式の消却による、発行済株式総数の164,740,300株の減少であります。

(5) 【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関３丁目１－１	996,880	36.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂１丁目８－１　赤坂インターシティAIR	241,374	8.82
日本郵政社員持株会	東京都千代田区大手町２丁目３－１	89,807	3.28
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海１丁目８－12	68,866	2.51
バークレイズ証券株式会社	東京都港区六本木６丁目10－１	37,308	1.36
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001（常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS（東京都港区港南２丁目15－１　品川インターシティA棟）	37,015	1.35
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103（常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS（東京都港区港南２丁目15－１　品川インターシティA棟）	29,349	1.07
JP MORGAN CHASE BANK 385781（常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP,UNITED KINGDOM（東京都港区港南２丁目15－１　品川インターシティA棟）	24,064	0.87
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内２丁目７－３　東京ビルディング	22,983	0.84
JPMCB USA RESIDENTS PENSION JASDEC LEND 385051（常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, U.S.A（東京都港区港南２丁目15－１ 品川インターシティA棟）	16,626	0.60
計	－	1,564,276	57.17

(注) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合につきましては、自己株式(72,215千株)を控除して計算しております。なお、自己株式には株式給付信託(BBT)が保有する当社株式(1,494千株)を含めておりません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 72,215,700	―	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,735,515,700	27,355,157	同上
単元未満株式	普通株式 463,200	―	―
発行済株式総数	2,808,194,600	―	―
総株主の議決権	―	27,355,157	―

(注) １．「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式には、単元未満株式の買取請求による取得分を含めておりません。
２．「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式1,494,700株(議決権14,947個)が含まれております。
３．「単元未満株式」欄には、自己株式(自己保有株式)が10株含まれております。
４．当社は、2026年５月15日付の取締役会決議に基づき、2026年５月27日付で当社普通株式72,115,300株について株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による当社自己株式の取得を実施いたしました。

② 【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 日本郵政株式会社	東京都千代田区大手町２丁目３－１	72,215,700	―	72,215,700	2.57
計	―	72,215,700	―	72,215,700	2.57

(注) １．「自己名義所有株式数」には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式1,494,700株を含めておりません。
２．当社は、2026年５月15日付の取締役会決議に基づき、2026年５月27日付で当社普通株式72,115,300株について株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による当社自己株式の取得を実施いたしました。

２ 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 取締役の状況

①新任取締役

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	就任年月日
取締役	大西　徹	1966年６月17日	1990年４月 郵政省入省 2008年４月 株式会社かんぽ生命保険経営企画部調査広報室長 2009年４月 同　経営企画部担当部長 2009年７月 同　法務部長 2010年１月 同　人事部企画役 2012年６月 同　経営企画部企画役 2013年７月 同　経営企画部長 2015年６月 同　執行役　経営企画部長兼関連事業室長 2018年４月 同　執行役　近畿エリア本部長 2019年７月 同　執行役 2020年６月 同　常務執行役 2023年６月 同　取締役兼代表執行役副社長 当社常務執行役 2026年６月 株式会社かんぽ生命保険取締役兼代表執行役社長（現職） 当社取締役（現職）	(注)	―	2026年６月24日
取締役 監査委員会委員	梶田　恵美子	1961年８月11日	1984年９月 全日本空輸株式会社入社 2010年４月 エアーセントラル株式会社客室部長 2010年10月 ＡＮＡウイングス株式会社客室部長 2013年４月 全日本空輸株式会社ＣＳ＆プロダクト・サービス室ＣＳ推進部長 2014年４月 ＡＮＡテレマート株式会社代表取締役社長 2017年４月 全日本空輸株式会社執行役員 2019年４月 同　上席執行役員 2020年４月 同　取締役執行役員 2022年４月 同　取締役常務執行役員 2023年４月 ＡＮＡホールディングス株式会社上席執行役員 2023年６月 同　取締役常務執行役員 2024年４月 同　顧問 2024年６月 同　監査役（現職） 2026年６月 当社取締役（現職）	(注)	―	2026年６月24日

（注）１．取締役　梶田　恵美子は、社外取締役であります。
２．2026年６月24日開催の定時株主総会の終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

②退任取締役

役職名	氏名	退任年月日
取締役	谷垣　邦夫	2026年６月24日
取締役 監査委員会委員	木村　美代子 （酒川　美代子）	2026年６月24日

(2) 取締役を兼務しない執行役の状況

①新任執行役

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	就任年月日
常務執行役	廣中　恭明	1963年10月20日	1987年４月　第一生命保険相互会社入社 2010年４月　第一生命保険株式会社保険金部部長 2013年４月　株式会社かんぽ生命保険経営企画部兼支払管理部企画役 2013年11月　同　執行役 2016年６月　同　常務執行役 2020年６月　同　専務執行役 2025年６月　同　代表執行役副社長 2026年６月　同　取締役兼代表執行役副社長（現職） 当社常務執行役（現職）	(注)	―	2026年６月24日
執行役	風祭　亮	1968年３月１日	1991年４月　郵政省入省 2015年４月　当社経営企画部門法務部長 日本郵便株式会社総務部企画役 2016年12月　当社経営企画部門ＩＲ室長 2017年９月　同　経営企画部門経営企画部長 2018年４月　同　執行役　経営企画部長 2021年４月　日本郵便株式会社執行役員 2022年４月　当社執行役　経営企画部長、法務部長 2023年４月　同　執行役　法務部長 2023年６月　同　執行役 2025年６月　日本郵政コーポレートサービス株式会社常務執行役員 2026年８月　当社執行役（現職）	(注)	15,000	2026年８月1日
執行役	青谷　賢一郎	1973年８月10日	1998年４月　富士写真フイルム株式会社（現 富士フイルムホールディングス株式会社）入社 2011年12月　アストレア法律事務所入所 2012年８月　株式会社LIXILグループ（現 株式会社LIXIL）入社 2016年８月　同　コンプライアンス部コンプライアンス推進室長 2017年５月　株式会社ニトリホールディングス入社 2018年４月　同　法務室長 2021年５月　同　執行役員 2022年５月　同　上席執行役員 2026年６月　当社執行役（現職）	(注)	―	2026年６月24日

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	就任年月日
執行役 グループサイバーセキュリティ部長	森澤　伊智郎	1965年10月４日	1991年４月　株式会社野村総合研究所入社 2008年４月　同　経営革新コンサルティング部長 2013年４月　同　業務革新コンサルティング部長 2014年４月　同　消費サービス・ヘルスケアコンサルティング部長 2016年４月　同　業務革新コンサルティング部長 2017年４月　同　コーポレートイノベーションコンサルティング部長 2018年４月　同　経営役コンサルティング事業本部副本部長兼コーポレートイノベーションコンサルティング部長 2020年４月　同　執行役員コンサルティング事業本部副本部長 2021年４月　同　執行役員コンサルティング事業本部副本部長兼サステナビリティ事業コンサルティング部長 2022年４月　同　執行役員コンサルティング事業本部長 2023年４月　同　常務執行役員コンサルティング事業本部長コンサルティングセグメント担当 2025年４月　同　理事 2026年６月　当社執行役 日本郵便株式会社執行役員（現職） 2026年８月　当社執行役　グループサイバーセキュリティ部長(現職)	(注)	―	2026年６月24日

（注）2027年３月期に係る定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。

②退任執行役

役職名	氏名	退任年月日
常務執行役	大西　徹	2026年６月24日
執行役	竹中　正博	2026年８月３日
常務執行役 グループサイバーセキュリティ部長	柿木　彰	2026年８月12日

③役員の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
専務執行役	常務執行役	目黒　健司	2026年６月24日
常務執行役	執行役	西田　晃久	2026年６月24日
常務執行役	執行役	伊藤　友理	2026年６月24日

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性39名 女性7名(役員のうち女性の比率15.2%)

第４ 【経理の状況】

１．当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）及び「保険業法施行規則」（平成８年大蔵省令第５号）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）に係る中間連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
現金預け金	57,012,194	46,500,876
コールローン	1,790,000	1,655,000
買現先勘定	8,742,634	7,633,425
買入金銭債権	539,146	527,125
商品有価証券	214	671
金銭の信託	14,262,666	14,955,477
有価証券	※1 191,440,416	※1 190,763,273
貸出金	※1 6,434,130	※1 8,836,468
外国為替	※1 178,799	※1 218,157
その他資産	※1 4,848,840	※1 4,332,066
有形固定資産	3,362,031	3,463,015
無形固定資産	326,422	311,722
退職給付に係る資産	111,959	111,212
繰延税金資産	822,231	678,400
貸倒引当金	△5,789	△5,964
投資損失引当金	△1,373	△775
資産の部合計	289,864,524	279,980,152

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
負債の部		
貯金	※3 184,652,065	※3 182,171,123
売現先勘定	27,113,363	20,412,818
保険契約準備金	48,102,350	47,375,594
支払備金	319,831	312,291
責任準備金	46,653,326	45,903,615
契約者配当準備金	※2 1,129,192	※2 1,159,688
債券貸借取引受入担保金	2,433,717	1,829,220
借用金	3,209,411	3,395,725
外国為替	939	993
社債	585,300	749,000
その他負債	4,605,101	4,471,915
賞与引当金	116,181	128,965
役員賞与引当金	1,487	943
退職給付に係る負債	1,752,204	1,805,164
従業員株式給付引当金	432	206
役員株式給付引当金	2,369	1,854
睡眠貯金払戻損失引当金	39,607	38,730
特別法上の準備金	719,232	638,967
価格変動準備金	719,232	638,967
繰延税金負債	48,835	48,548
負債の部合計	273,382,599	263,069,770
純資産の部		
資本金	1,750,000	1,750,000
資本剰余金	1,409,132	1,159,093
利益剰余金	5,817,255	5,979,268
自己株式	△252,296	△151,956
株主資本合計	8,724,092	8,736,405
その他有価証券評価差額金	1,335,794	1,270,993
繰延ヘッジ損益	△749,126	△545,602
為替換算調整勘定	△47,599	△29,945
保険契約債務の割引率変動影響額	※4 174,109	※4 206,464
退職給付に係る調整累計額	277,229	255,901
その他の包括利益累計額合計	990,408	1,157,810
非支配株主持分	6,767,424	7,016,165
純資産の部合計	16,481,925	16,910,381
負債及び純資産の部合計	289,864,524	279,980,152

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
経常収益	5,682,434	5,903,572
郵便事業収益	1,330,059	1,395,563
銀行事業収益	1,397,085	1,715,255
生命保険事業収益	2,871,329	2,662,620
その他経常収益	83,960	130,132
経常費用	5,160,792	5,251,423
業務費	3,722,759	3,780,376
人件費	1,244,573	1,258,267
減価償却費	133,759	144,038
その他経常費用	59,699	68,739
経常利益	521,642	652,149
特別利益	38,372	98,613
固定資産処分益	1,066	2,979
負ののれん発生益	8,808	―
特別法上の準備金戻入額	26,367	80,265
価格変動準備金戻入額	26,367	80,265
関係会社株式売却益	―	13,913
移転補償金	178	68
事業譲渡益	1,939	―
その他の特別利益	11	1,386
特別損失	4,678	7,618
固定資産処分損	1,977	2,551
減損損失	2,020	337
事業再編損	228	1,254
海外税務関連損失	―	2,189
その他の特別損失	452	1,286
契約者配当準備金繰入額	78,479	71,442
税金等調整前中間純利益	476,857	671,701
法人税、住民税及び事業税	133,332	182,630
法人税等調整額	17,007	19,473
法人税等合計	150,339	202,103
中間純利益	326,517	469,597
非支配株主に帰属する中間純利益	183,953	237,382
親会社株主に帰属する中間純利益	142,564	232,215

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
中間純利益	326,517	469,597
その他の包括利益	752,587	323,920
その他有価証券評価差額金	845,616	△100,480
繰延ヘッジ損益	△71,978	407,927
為替換算調整勘定	△316	△1
退職給付に係る調整額	△10,833	△22,055
持分法適用会社に対する持分相当額	△9,900	38,530
中間包括利益	1,079,104	793,518
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	526,481	399,786
非支配株主に係る中間包括利益	552,623	393,731

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	476,857	671,701
減価償却費	133,759	144,038
減損損失	2,020	337
のれん償却額	1,074	1,141
持分法による投資損益（△は益）	△4,960	△25,708
負ののれん発生益	△8,808	―
支払備金の増減額（△は減少）	△22,253	△7,539
責任準備金の増減額（△は減少）	△1,032,444	△749,711
契約者配当準備金積立利息繰入額	928	2,647
契約者配当準備金繰入額（△は戻入額）	78,479	71,442
貸倒引当金の増減（△）	633	175
投資損失引当金の増減額（△は減少）	154	△597
賞与引当金の増減額（△は減少）	78	12,810
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△1,620	△540
退職給付に係る資産及び負債の増減額	49,187	53,700
従業員株式給付引当金の増減額（△は減少）	△242	△226
役員株式給付引当金の増減額（△は減少）	△2	△515
睡眠貯金払戻損失引当金の増減額（△は減少）	△959	△876
価格変動準備金の増減額（△は減少）	△26,367	△80,265
受取利息及び受取配当金	△422,361	△442,248
支払利息	20,264	33,304
資金運用収益	△1,027,511	△1,423,224
資金調達費用	469,858	572,765
有価証券関係損益（△）	61,582	253,332
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	△342,847	△394,600
為替差損益（△は益）	△214,764	△92,219
固定資産処分損益（△は益）	837	△578
関係会社株式売却損益（△は益）	―	△13,913
貸出金の純増（△）減	△1,398,257	△2,595,143
貯金の純増減（△）	△1,543,007	△2,480,942
譲渡性預け金の純増（△）減	―	△10,000
借用金の純増減（△）	186,300	87,900
コールローン等の純増（△）減	530,654	1,088,348
コールマネー等の純増減（△）	295,819	△6,995,647
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	529,961	△604,496
外国為替（資産）の純増（△）減	△32,849	△39,358
外国為替（負債）の純増減（△）	189	53
資金運用による収入	1,001,724	1,297,696
資金調達による支出	△401,132	△493,355
その他	384,368	388,595
小計	△2,255,657	△11,771,718
利息及び配当金の受取額	439,821	446,860
利息の支払額	△19,551	△31,503
契約者配当金の支払額	△54,435	△43,028
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△82,365	△117,644
その他	1,609	1,370
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,970,578	△11,515,664

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
投資活動によるキャッシュ・フロー		
コールローンの取得による支出	△3,719,575	△3,660,000
コールローンの償還による収入	3,719,575	3,660,000
買現先勘定の純増減額（△は増加）	144,088	158,619
売現先勘定の純増減額（△は減少）	△94,845	295,102
買入金銭債権の取得による支出	△19,969	△19,938
買入金銭債権の売却・償還による収入	20,794	20,698
有価証券の取得による支出	△13,401,774	△13,725,437
有価証券の売却による収入	1,689,159	1,705,389
有価証券の償還による収入	12,369,404	12,404,326
金銭の信託の増加による支出	△399,669	△419,546
金銭の信託の減少による収入	542,194	718,737
貸付けによる支出	△250,787	△239,148
貸付金の回収による収入	442,813	431,642
有形固定資産の取得による支出	△74,069	△227,260
有形固定資産の売却による収入	1,992	53,631
無形固定資産の取得による支出	△59,556	△35,985
関係会社株式の取得による支出	△2,675	△486
関係会社株式の売却による収入	－	25,659
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2　△67,656	－
その他	△55,896	△123,250
投資活動によるキャッシュ・フロー	783,546	1,022,752
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	59,700	120,160
借入金の返済による支出	△48,432	△80,073
社債の発行による収入	－	162,097
社債の償還による支出	△10,000	－
自己株式の取得による支出	△152,745	△149,999
子会社の自己株式の取得による支出	△70,384	△376
子会社の自己株式の処分による収入	40	32
配当金の支払額	△74,319	△70,182
非支配株主への配当金の支払額	△118,255	△145,424
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△137	△0
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	17,499	－
その他	△11,523	△13,733
財務活動によるキャッシュ・フロー	△408,558	△177,500
現金及び現金同等物に係る換算差額	636	△1,174
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△1,594,953	△10,671,586
現金及び現金同等物の期首残高	67,199,263	56,910,206
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	0	1,943
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1　65,604,311	※1　46,240,563

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

※１．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、「貸出金」、「外国為替」、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに「支払承諾見返」の各勘定に計上されるものであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	－百万円	－百万円
危険債権額	0 〃	0 〃
三月以上延滞債権額	－ 〃	－ 〃
貸出条件緩和債権額	－ 〃	－ 〃
合計額	0 〃	0 〃

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※２．契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
期首残高	1,085,126百万円	1,129,192百万円
契約者配当金支払額	101,997 〃	43,028 〃
利息による増加等	2,765 〃	2,647 〃
年金買増しによる減少	282 〃	565 〃
契約者配当準備金繰入額	143,579 〃	71,442 〃
期末残高	1,129,192 〃	1,159,688 〃

※３．中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）中、「貯金」は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。

※４．中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）中、「保険契約債務の割引率変動影響額」は持分法適用の在外関連会社が米国財務会計基準（会計基準書アップデート第2018-12号）を適用し、計上しているものであります。

５．偶発債務に関する事項

連結子会社の一部の借入郵便局局舎の賃貸借契約については、その全部又は一部を解約した場合において、貸主から解約補償を求めることができる旨を契約書に記載しております。解約補償額は、貸主が郵便局局舎に対して投資した総額のうち、解約時における未回収投資額を基礎に算出することとしておりますが、発生する可能性のある解約補償額は次のとおりであります。

前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
51,270百万円	50,009百万円

なお、連結子会社の都合により解約した場合であっても、局舎を他用途へ転用する等のときは補償額を減額することから、全額が補償対象とはなりません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※１．現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金預け金勘定	65,625,970　百万円	46,500,876　百万円
現金預け金勘定に含まれる銀行子会社における譲渡性預け金	―　〃	△20,000　〃
有価証券勘定に含まれる譲渡性預け金	17,500　〃	15,000　〃
預入期間が３カ月を超える預け金	△687　〃	△150,901　〃
借用金勘定に含まれる当座借越	△38,472　〃	△104,410　〃
現金及び現金同等物	65,604,311　〃	46,240,563　〃

※２．株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

株式の取得により新たにトナミホールディングス株式会社及び傘下の子会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。

資産合計	184,605百万円
負債合計	△82,484　〃
負ののれん発生益	△8,808　〃
非支配株主持分	△768　〃
株式の取得価額	92,544　〃
現金及び現金同等物	△26,239　〃
差引：取得のための支出	66,305　〃

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．配当金支払額

剰余金の配当は、日本郵政株式会社法第11条の規定により、総務大臣の認可事項となっております。

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年５月15日取締役会	普通株式	74,320	25.00	2025年３月31日	2025年６月26日	利益剰余金

（注）　配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金25百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年11月14日取締役会	普通株式	71,764	25.00	2025年９月30日	2025年12月５日	利益剰余金

（注）１．上記効力発生日までに総務大臣の認可を得ることを前提としております。
２．配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金44百万円が含まれております。

２．株主資本の金額の著しい変動

(自己株式の消却)

当社は、2025年３月28日開催の当社取締役会において、会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することを決議し、2025年４月11日付で自己株式233,305,400株を消却いたしました。これにより、当中間連結会計期間において、資本剰余金及び自己株式がそれぞれ349,967百万円減少しております。

(自己株式の取得)

当社は、2025年５月15日開催の当社取締役会において、会社法第459条第１項第１号の規定による当社定款第39条第１項の定めに基づき自己株式取得に係る事項を下記のとおり決議し、自己株式を取得いたしました。この結果、当中間連結会計期間において、自己株式が151,630百万円（102,266,800株）増加しております。

取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	**当社普通株式**
(2) 取得し得る株式の総数	**250,000,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合8.4%）**
(3) 株式の取得価額の総額	**250,000百万円（上限）**
(4) 取得期間	**2025年８月１日から2026年３月31日まで**
(5) 取得の方法	**株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）及び立会市場における取引による買付け**

(資本金の額の減少並びに資本準備金及びその他資本剰余金の額の増加)

当社は、2025年６月25日開催の定時株主総会において、資本金の額の減少並びに資本準備金及びその他資本剰余金の額の増加に関して承認可決され、その効力が2025年７月31日付で発生したことにより、資本金が1,750,000百万円減少し、その減少額を資本準備金及びその他資本剰余金にそれぞれ875,000百万円振り替えました。

これらの結果等により、当中間連結会計期間末の資本金の残高は1,750,000百万円、資本剰余金の残高は1,407,210百万円、利益剰余金の残高は5,657,026百万円、自己株式の残高は153,926百万円となっております。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

１．配当金支払額

剰余金の配当は、日本郵政株式会社法第11条の規定により、総務大臣の認可事項となっております。

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年５月15日取締役会	普通株式	70,202	25.00	2026年３月31日	2026年６月25日	利益剰余金

（注）　配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金44百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの（予定）

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年11月13日取締役会	普通株式	82,079	30.00	2026年９月30日	2026年12月４日	利益剰余金

（注）１．上記効力発生日までに総務大臣の認可を得ることを前提としております。
２．配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金44百万円が含まれております。

２．株主資本の金額の著しい変動

(自己株式の取得)

当社は、2026年５月15日開催の当社取締役会において、会社法第459条第１項第１号の規定による当社定款第39条第１項の定めに基づき自己株式を取得することを決議し、2026年５月27日に取得を終了しました。この結果、当中間連結会計期間において、自己株式が149,999百万円（72,115,300株）増加しております。

(自己株式の消却)

当社は、2026年３月27日開催の当社取締役会において、会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することを決議し、2026年４月10日付で自己株式164,740,300株を消却いたしました。これにより、当中間連結会計期間において、資本剰余金及び自己株式がそれぞれ249,998百万円減少しております。

これらの結果等により、当中間連結会計期間末の資本剰余金の残高は1,159,093百万円、自己株式の残高は151,956百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント							その他	合計
	郵便・物流事業	郵便局窓口事業	国際物流事業	不動産事業	銀行業	生命保険業	計		
経常収益									
外部顧客に対する経常収益	1,101,709	23,192	231,948	40,661	1,397,085	2,871,329	5,665,926	16,068	5,681,995
セグメント間の内部経常収益	18,247	484,297	327	1,833	1,013	8,984	514,704	158,327	673,032
計	1,119,956	507,489	232,275	42,494	1,398,099	2,880,314	6,180,631	174,395	6,355,027
セグメント利益又は損失（△）	△24,452	8,752	△215	9,680	353,999	184,382	532,147	114,539	646,686

(注) １．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．「その他」の区分には、報告セグメントに含まれていない病院事業等が含まれております。また、「その他」の区分のセグメント利益には関係会社受取配当金（114,455百万円）及び持分法投資利益（3,120百万円）が含まれております。

２．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	532,147
「その他」の区分の利益	114,539
セグメント間取引消去	△124,056
調整額	△987
中間連結損益計算書の経常利益	521,642

(注)　「調整額」は、国際物流事業セグメントのセグメント損失の算出方法と中間連結損益計算書の経常利益の算出方法の差異等によるものであります。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（重要な負ののれん発生益）

郵便・物流事業セグメントにおいて、当社の連結子会社である日本郵便株式会社が、連結子会社であるＪＰトナミグループ株式会社を通してトナミホールディングス株式会社の株式を取得し、同社及び同社傘下の子会社及び関連会社を連結の範囲に含めたことにより、負ののれん発生益を計上しております。

なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、8,808百万円であります。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント							その他	合計
	郵便・物流事業	郵便局窓口事業	国際物流事業	不動産事業	銀行業	生命保険業	計		
経常収益									
外部顧客に対する経常収益	1,074,088	23,080	324,198	64,719	1,715,255	2,662,620	5,863,962	39,568	5,903,531
セグメント間の内部経常収益	20,269	481,911	355	2,446	1,328	10	506,321	193,215	699,537
計	1,094,357	504,991	324,553	67,166	1,716,584	2,662,630	6,370,284	232,784	6,603,068
セグメント利益又は損失（△）	△55,833	4,467	3,100	19,288	550,988	113,174	635,185	166,537	801,722

（注）１．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
２．「その他」の区分には、報告セグメントに含まれていない病院事業等が含まれております。また、「その他」の区分のセグメント利益には関係会社受取配当金（146,925百万円）及び持分法投資利益（22,244百万円）が含まれております。

２．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	635,185
「その他」の区分の利益	166,537
セグメント間取引消去	△146,162
調整額	△3,410
中間連結損益計算書の経常利益	652,149

（注）「調整額」は、国際物流事業セグメントのセグメント利益の算出方法と中間連結損益計算書の経常利益の算出方法の差異等によるものであります。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注１）及び（注２）参照）。

また、現金預け金、コールローン、買現先勘定、売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

前連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	539,146	539,146	―
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	214	214	―
(3) 金銭の信託(＊１)	10,190,074	10,190,074	―
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	83,161,276	74,287,846	△8,873,430
責任準備金対応債券	7,001,851	5,902,104	△1,099,747
関係会社株式	603,087	912,931	309,843
その他有価証券(＊１)	100,050,523	100,050,523	―
(5) 貸出金	6,434,130		
貸倒引当金(＊２)	△652		
	6,433,478	6,177,978	△255,500
資産計	207,979,652	198,060,818	△9,918,833
(1) 貯金	184,652,065	184,195,393	△456,672
(2) 借用金	3,209,411	3,204,398	△5,013
(3) 社債	585,300	546,536	△38,763
負債計	188,446,776	187,946,328	△500,448
デリバティブ取引(＊３)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(145,272)	(145,272)	―
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,400,863)	(2,400,863)	―
デリバティブ取引計	(2,546,136)	(2,546,136)	―

（＊１）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日)第24-３項及び第24-９項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（＊２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊３）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　)で表示しております。
なお、金利スワップの特例処理又は為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券の時価に含めて記載しております。

(注１) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)金銭の信託」及び「資産(4)有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
金銭の信託（＊１)(＊２)	4,072,592
有価証券	
非上場株式等（＊１）	322,575
組合出資金（＊２）	301,102
合計（＊３）	4,696,270

(＊１)非上場株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年３月31日)第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(＊２)組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(＊３)当連結会計年度において、1,261百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	527,125	527,125	―
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	671	671	―
(3) 金銭の信託(＊１)	10,682,784	10,682,784	―
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	86,027,032	74,375,630	△11,651,401
責任準備金対応債券	6,653,964	5,483,515	△1,170,449
関係会社株式	639,644	888,398	248,754
その他有価証券(＊１)	96,815,555	96,815,555	―
(5) 貸出金	8,836,468		
貸倒引当金（＊２）	△639		
	8,835,829	8,513,087	△322,742
資産計	210,182,607	197,286,769	△12,895,838
(1) 貯金	182,171,123	181,668,245	△502,877
(2) 借用金	3,395,725	3,391,965	△3,759
(3) 社債	749,000	698,488	△50,511
負債計	186,315,848	185,758,699	△557,149
デリバティブ取引（＊３）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(72,005)	(72,005)	―
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,799,647)	(1,799,647)	―
デリバティブ取引計	(1,871,653)	(1,871,653)	―

（＊１）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日)第24-３項及び第24-９項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（＊２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊３）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　)で表示しております。
なお、金利スワップの特例処理又は為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている有価証券又は社債と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券又は社債の時価に含めて記載しております。

(注２) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)金銭の信託」及び「資産(4)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区　分	中間連結貸借対照表計上額
金銭の信託（＊１)(＊２)	4,272,693
有価証券	
非上場株式等（＊１）	323,390
組合出資金（＊２）	303,685
合計（＊３）	4,899,769

(＊１)非上場株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年３月31日)第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(＊２)組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年６月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(＊３)当中間連結会計期間において、1,807百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

※　中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」が含まれております。

１．満期保有目的の債券

前連結会計年度（2026年３月31日）

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	58,679,056	51,290,781	△7,388,274
地方債	6,475,943	6,062,320	△413,622
社債	8,325,657	7,559,956	△765,701
その他	9,680,619	10,376,478	695,858
合計	83,161,276	75,289,536	△7,871,739

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	60,472,657	50,703,125	△9,769,532
地方債	6,410,943	5,880,245	△530,698
社債	8,640,666	7,689,321	△951,345
その他	10,502,763	10,775,789	273,026
合計	86,027,032	75,048,482	△10,978,549

２．責任準備金対応債券

前連結会計年度（2026年３月31日）

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	5,412,749	4,602,622	△810,126
地方債	357,723	289,329	△68,394
社債	1,211,378	992,024	△219,353
その他	20,000	18,127	△1,872
合計	7,001,851	5,902,104	△1,099,747

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	5,288,795	4,359,457	△929,337
地方債	280,646	218,171	△62,474
社債	1,064,523	888,387	△176,135
その他	20,000	17,499	△2,501
合計	6,653,964	5,483,515	△1,170,449

３．その他有価証券

前連結会計年度（2026年３月31日）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	639,508	929,750	290,241
債券	19,460,430	16,347,327	△3,113,102
国債	14,250,360	11,431,476	△2,818,884
地方債	697,216	667,294	△29,922
短期社債	823,599	823,599	―
社債	3,689,253	3,424,957	△264,296
その他	79,344,348	84,547,592	5,203,243
うち外国債券	17,610,250	21,178,267	3,568,016
うち投資信託	59,742,357	61,401,246	1,658,889
合計	99,444,287	101,824,669	2,380,382

(注)　その他有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、242百万円であります。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	685,437	1,093,917	408,479
債券	19,906,921	16,170,815	△3,736,105
国債	15,347,583	11,965,987	△3,381,595
地方債	568,682	535,664	△33,018
短期社債	613,237	613,237	―
社債	3,377,416	3,055,926	△321,490
その他	76,747,441	81,307,948	4,560,506
うち外国債券	16,905,299	19,323,316	2,418,017
うち投資信託	57,798,969	59,974,783	2,175,814
合計	97,339,800	98,572,681	1,232,880

(注)　その他有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、0百万円であります。

（金銭の信託関係）

１．満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（2026年３月31日）

該当ありません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

該当ありません。

２．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（2026年３月31日）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表 計上額（百万円）	差額 （百万円）
その他の金銭の信託	6,391,335	10,190,074	3,798,738

（注）　その他の金銭の信託において信託財産を構成している有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理しております。
当連結会計年度における減損処理額は、5,986百万円であります。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	差額 （百万円）
その他の金銭の信託	6,282,707	10,682,784	4,400,076

（注）　その他の金銭の信託において信託財産を構成している有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。
当中間連結会計期間における減損処理額は、1,798百万円であります。

(デリバティブ取引関係)

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2026年３月31日）

該当ありません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2026年３月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	通貨スワップ	1,842,970	△145,114	△145,114
	為替予約			
	売建	70,491	△285	△285
	買建	233,675	127	127
合計		―	△145,272	△145,272

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	通貨スワップ	1,888,511	△74,904	△74,904
	為替予約			
	売建	207,156	3,637	3,637
	買建	216,011	△737	△737
合計		―	△72,005	△72,005

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2026年３月31日）

該当ありません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2026年３月31日）

該当ありません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

該当ありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（2026年３月31日）

該当ありません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（2026年３月31日）

該当ありません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

該当ありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループにおける顧客との契約から生じる収益のうち、主な収益を下記のとおり分解しております。これらの分解した収益とセグメント収益との関連は以下のとおりであります。

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

(単位：百万円)

	顧客との契約から生じる収益	その他の収益	外部顧客に対する経常収益
郵便・物流事業セグメント	1,096,758	4,951	1,101,709
郵便業務等収益	922,126		
その他	174,631		
郵便局窓口事業セグメント	21,666	1,526	23,192
物販	15,537		
提携金融	3,868		
その他	2,260		
国際物流事業セグメント	231,596	351	231,948
不動産事業セグメント	11,958	28,703	40,661
銀行業セグメント	97,456	1,299,628	1,397,085
生命保険業セグメント	―	2,871,329	2,871,329
その他	10,279	5,788	16,068
合計	1,469,714	4,212,280	5,681,995

(注)「その他」の区分には、報告セグメントに含まれない病院事業等が含まれております。また、「その他」の区分のその他の収益には持分法投資利益（3,120百万円）が含まれております。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

(単位：百万円)

	顧客との契約から生じる収益	その他の収益	外部顧客に対する経常収益
郵便・物流事業セグメント	1,070,117	3,970	1,074,088
郵便業務等収益	892,783		
その他	177,334		
郵便局窓口事業セグメント	21,383	1,696	23,080
物販	15,058		
提携金融	3,351		
その他	2,973		
国際物流事業セグメント	323,767	430	324,198
不動産事業セグメント	33,133	31,586	64,719
銀行業セグメント	101,559	1,613,695	1,715,255
生命保険業セグメント	―	2,662,620	2,662,620
その他	10,970	28,598	39,568
合計	1,560,932	4,342,598	5,903,531

(注)「その他」の区分には、報告セグメントに含まれない病院事業等が含まれております。また、「その他」の区分のその他の収益には持分法投資利益（22,244百万円）が含まれております。

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
１株当たり中間純利益	円	48.03	84.22
（算定上の基礎）			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	142,564	232,215
普通株主に帰属しない金額	百万円	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	142,564	232,215
普通株式の期中平均株式数	千株	2,967,951	2,757,198

(注)　１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
２．株式給付信託が保有する当社株式は、１株当たり中間純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、１株当たり中間純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前中間連結会計期間1,530,594株、当中間連結会計期間1,636,502株であります。

(重要な後発事象)

（当社の連結子会社と松井証券株式会社との資本業務提携について）

当社の連結子会社である株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）は、2026年11月４日開催の取締役会において、松井証券株式会社(以下「松井証券」という。)との資本業務提携(以下「本資本業務提携」という。)及び松井証券普通株式の取得(以下「本株式取得」という。)を決議し、同日付で松井証券との間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」という。)を締結いたしました。

また、ゆうちょ銀行は、同日付で松井証券の主要株主である筆頭株主の有限会社丸六との間で株式譲渡契約を締結いたしました。本株式取得により、同社が保有する松井証券普通株式の一部を取得する予定であります。本株式取得の実行後、ゆうちょ銀行は松井証券の議決権の約20%を保有し、松井証券はゆうちょ銀行の持分法適用関連会社となる予定であります。

１．本資本業務提携の背景・目的・理由

ゆうちょ銀行は、2026年５月に公表した中期経営計画(2026年度～2028年度)において、15年後にありたい姿として、お客さまの多様なニーズに応え、人生に伴走する日本随一の「総合金融プラットフォーマー」と、国内外への投資を通じ、お客さまの資産価値向上とサステナブルな社会の実現を目指す「世界有数のマーケットプレイヤー」を掲げております。

その実現に向け、現中期経営計画においては、「日本全国のお客さまへ、人生100年時代を支える多種多様な金融サービスを、郵便局やアプリ等を通じてパートナー企業と共に提供」すること、及び「本邦最大級の機関投資家としてのパフォーマンスを最大化するとともに、特色あるアセットマネジメントビジネスを展開」することをミッションに掲げております。中でも、コンサルティング事業戦略における金融商品・サービスの拡充及び提供チャネルの強化と、市場運用・アセットマネジメント事業戦略におけるアセットマネジメントビジネスの拡大を重要な取組みと位置付けております。

ゆうちょ銀行は、約1.2億口座という幅広い顧客基盤と、全国の郵便局ネットワーク、直営店及びデジタルチャネルを通じた多様なお客さまとの接点を有する一方、現在、株式・FX取引等の取扱いは行っておりません。お客さまの多様な資産形成・資産運用ニーズに幅広くお応えしていくためには、こうした商品・サービスを新たに提供し、金融商品・サービスラインアップを拡充していくことが重要な戦略課題であると認識し、従前より証券会社との連携の可能性について検討を進めてまいりました。

また、ゆうちょ銀行は、本邦最大級の機関投資家として培ってきた運用ノウハウや国内外の運用者とのリレーション等を活かし、2026年４月に発足したゆうちょアセットマネジメント株式会社(以下「JPAM」という。)を通じて、特色あるアセットマネジメントビジネスの展開を目指しております。今後、JPAMにおいて、オルタナティブ資産等を活用した商品を含め、多様な個人投資家のニーズに応える商品の開発を検討していく中で、こうした商品をお客さまへ提供する販売チャネルの拡充も重要な課題と認識しております。

このような中、松井証券の創業家が、有限会社丸六が保有する松井証券普通株式の一部の売却を検討していることを受け、ゆうちょ銀行は松井証券との資本業務提携について具体的な検討を開始いたしました。

松井証券は、ネット証券のパイオニアとして、株式、投資信託、FX等の幅広い金融商品・サービスを提供するとともに、独立系のネット証券として独自のポジションを確立しております。また、投資情報の提供や充実した顧客サポート等を通じて、特に投資に能動的に取り組むお客さまを中心に、強固な顧客基盤を構築しております。

ゆうちょ銀行は、ゆうちょ銀行が有する幅広い顧客基盤及びリアル・デジタル双方の顧客接点と、松井証券が有する証券機能、商品・サービス、ノウハウ及び顧客基盤を組み合わせることで、両社のお客さまに新たな価値を提供できるものと考えております。

また、投資経験豊富なお客さまを中心とした松井証券の顧客基盤は、JPAMが今後開発を検討する、オルタナティブ資産等を活用した商品を含む特色ある資産運用商品との親和性も高いと考えております。松井証券を通じたJPAMの商品提供についても今後両社で検討していく予定であり、ゆうちょ銀行にとってはアセットマネジメント事業における販売チャネルの拡充、松井証券にとっては商品ラインアップの拡充やお客さまとの取引関係の深化につながるものと考えております。

以上を踏まえ、ゆうちょ銀行は、松井証券との提携が、金融商品・サービスの拡充及びアセットマネジメント事業の成長を通じ、「総合金融プラットフォーマー」及び「世界有数のマーケットプレイヤー」というゆうちょ銀行の中長期ビジョンの実現に資するとともに、松井証券にとってもお客さまとの接点の拡大や商品・サービスの拡充につながり、両社の強みを相互に活用することで、中長期的な企業価値向上を実現できるとの結論に至りました。

また、こうした協業を一過性のものとすることなく、中長期的かつ戦略的なパートナーシップの下で継続的に推進していくためには、単なる業務提携にとどまらず、資本関係を構築し、中長期的なパートナーとして継続的に協

業に取り組むことが適切であると判断いたしました。

そこで、ゆうちょ銀行は松井証券との間で、下記「2．本資本業務提携の内容」に記載の業務提携及び資本提携を内容とする本資本業務提携契約を締結いたしました。

本資本業務提携を通じて、相互の得意分野及び経営資源を有効活用した協業を推進し、事業上のシナジーを実現することにより、双方の企業価値の向上を図ってまいります。

2．本資本業務提携の内容

(1) 業務提携

ゆうちょ銀行及び松井証券は、以下の各業務提携に取り組んでまいります。なお、業務提携の具体的な内容、方法その他の業務提携に関連する事項は別途両社で協議及び検討するものとしております。

① 相互の顧客の送客
② キャンペーンの実施
③ 資産運用商品の販売
④ IPO銘柄の紹介

(2) 資本提携

ゆうちょ銀行は、有限会社丸六との間で締結した株式譲渡契約に基づき、市場外の相対取引にて、松井証券の普通株式51,489,700株(2026年11月４日時点の同社の発行済株式総数に対する割合は19.86%、議決権比率(注)は19.99%）を取得し、同社の主要株主である筆頭株主となる予定であります。

(注)「議決権比率」とは、株主が保有する株式に係る議決権の、松井証券の総議決権数に対する割合であります。

3．本資本業務提携の相手先の概要

(1)	名称	松井証券株式会社
(2)	本店の所在地	東京都千代田区麹町一丁目４番地
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員　和里田　聰
(4)	事業内容	金融商品取引法に基づく金融商品取引業
(5)	資本金	119億円

4．日程

(1)	本資本業務提携に係る取締役会決議	2026年11月４日
(2)	本資本業務提携契約及び株式譲渡契約の締結日	2026年11月４日
(3)	本資本業務提携の開始日	2026年12月28日(予定)

5．今後の見通し

本資本業務提携が、当社及びゆうちょ銀行の2027年３月期の業績に与える影響につきましては現時点では軽微であります。

2 【その他】

(1) 期末配当

2026年５月15日開催の取締役会において、2026年３月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

剰余金の配当は、日本郵政株式会社法第11条の規定により、総務大臣の認可事項となっており、下記効力発生日までに認可を取得しております。

① 配当金の総額　70,202百万円
② １株当たりの金額　25円00銭
③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日　2026年６月25日

（注）配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金44百万円が含まれております。

(2) 中間配当

2026年11月13日開催の取締役会において、2026年９月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

剰余金の配当は、日本郵政株式会社法第11条の規定により、総務大臣の認可事項となっており、下記効力発生日までに認可を得ることを前提としております。

① 配当金の総額　82,079百万円
② １株当たりの金額　30円00銭
③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日　2026年12月４日

（注）配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金44百万円が含まれております。

(3) 訴訟

(ヤマト運輸に対する損害賠償等請求訴訟)

当社の連結子会社である日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）は、2024年12月23日付で、ヤマト運輸株式会社（以下「ヤマト運輸」という。）を被告として、同社との間で2023年6月19日に締結した「持続可能な物流サービスの推進に向けた基本合意」の合意内容である小型薄物荷物の日本郵便への運送委託について、ヤマト運輸が履行義務を負うことの確認を求めるとともに、これが履行されない場合の損害として12,000百万円の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月13日

日本郵政株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	志　賀　恭　子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村　松　啓　輔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河　野　　祐

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本郵政株式会社の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2026年４月１日から2026年９月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本郵政株式会社及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。**
- **継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。**
- **中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。**

監査人は、監査委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) **1．上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。**
2．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。